

第 I 編 はじめに

(1) 本ガイドラインの策定趣旨

都市整備に関する事業における景観形成のめざすもの

良好な都市の景観形成の目的は、美しく風格のある国土と潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることにある。その実現にあたっては、公共事業などにおける特別なグレードアップとして実施するのではなく、景観形成そのものを、事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められる。

我が国のまちづくりについては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いていたことは否めない。しかし、近年、急速な都市化の終息に伴って、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まるとともに、個性ある美しい都市景観の形成が求められている。

国土交通省は、これらの動きに 대응べく、平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、「事業における景観形成の原則化」「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等」「景観に関する基本法制の制定」などを謳い、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置付けた。また、平成 16 年 6 月には我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を柱とする「景観緑三法」が制定された。また、景観緑三法案の国会附帯決議においては「公共事業の実施にあたっては、(中略)、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと。」が求められた。

良好な景観の形成の実現には、景観法をはじめとする規制・誘導方策の活用と、各種事業の実施の大きく 2 通りの手法が考えられる。本ガイドラインは、事業による良好な都市景観の形成を促進するため、都市整備に関する事業において、良好な景観形成を図るための指針として、平成 17 年 3 月に公表された『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』をもとに、国や地方公共団体等における景観形成への取組み進捗等を踏まえて改訂したものである。

なお、本ガイドラインに盛り込まれた内容は、今後の知見の蓄積に応じて順次改訂を行う。

(2) 本ガイドラインの位置付け

良好な景観形成における都市整備に関する事業の意義

都市景観は、公共空間や建築物等の集合として成り立っている。良好な景観形成を進めるには、建築物等の更新の機会や、公共空間の更新の機会を捉えた継続的努力が必要である。こうした中で、都市整備に関する事業は、地域の景観形成を効果的に進める大きな契機となる。そのため、個性ある美しい地域づくりの推進主体である地方公共団体、特に地域や住民にもっとも身近な基礎的自治体である市町村は、都市整備に関する事業の実施において、積極的に良好な景観形成の推進に努めることが望ましい。

本ガイドラインは、景観緑三法案の国会附帯決議を受け策定されたものであり、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）などの都市整備に関する事業を対象としている。また、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく技術的な助言の性格を有するものであり、その活用については地方公共団体の判断にゆだねられる。活用場面としては、都市整備に関する事業に携わる実務者が、事業を通じて景観に配慮し、良好な景観を形成しようとする際等に活用されることが考えられ、都市整備に関する事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、事業により良好な都市景観を如何にして具現化するかという道筋を指針として示したものである。

良好な景観形成をめざす事業実施にあたって

良好な景観形成は、関連する様々な事業が相互に連携することにより効果が高まるものである。また、都市景観とは、地域の歴史、文化、自然等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。都市の特性はそれぞれ異なっているため、都市整備に関する事業の実施にあたっては、良好な景観の形成に関して正解は唯一ではなく、それぞれの地域ごとに適切に判断されるものである。

良好な景観形成をめざす事業の実施にあたっては、景観担当部局との連携を図り、規制・誘導等の施策との連携、行政機関相互や住民、専門家等との連携、協調が重要である。また、全体として調和がとれ、一貫性のある都市景観を形成するためには、関係者間での合意形成が重要であり、これに向けた取組みが求められる。

また、本ガイドラインの内容を参考として、地方公共団体が地域の特性を踏まえた独自の景観形成ガイドラインを策定することが期待される。

(3) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下に示す 2 部構成とする。

第Ⅱ編（共通編）は、都市整備に関する事業において景観形成を推進するうえでの基本的考え方、及び各事業で共通する事項の要点を整理した。具体的には、取組みの流れ、景観形成にあたり把握すべき事項、事業の流れと景観形成、景観形成のための体制構築についてとりまとめた。

第Ⅲ編（各事業編）は、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業の 5 事業それぞれにおける景観形成の進め方及び個別事業独自の特記事項などを整理した。

第Ⅱ編 都市整備に関する事業における都市景観形成にあたっての基本的考え方

景観形成の取組みの流れ

(本文)

第Ⅱ編においては、都市整備事業における都市景観形成にあたっての基本的な考え方及び配慮事項についてとりまとめている。以下に、景観形成の取組みの流れを整理する。大きくは「景観形成にあたり把握すべき事項」「事業の流れと景観形成」「景観形成のための体制構築」によって構成される。

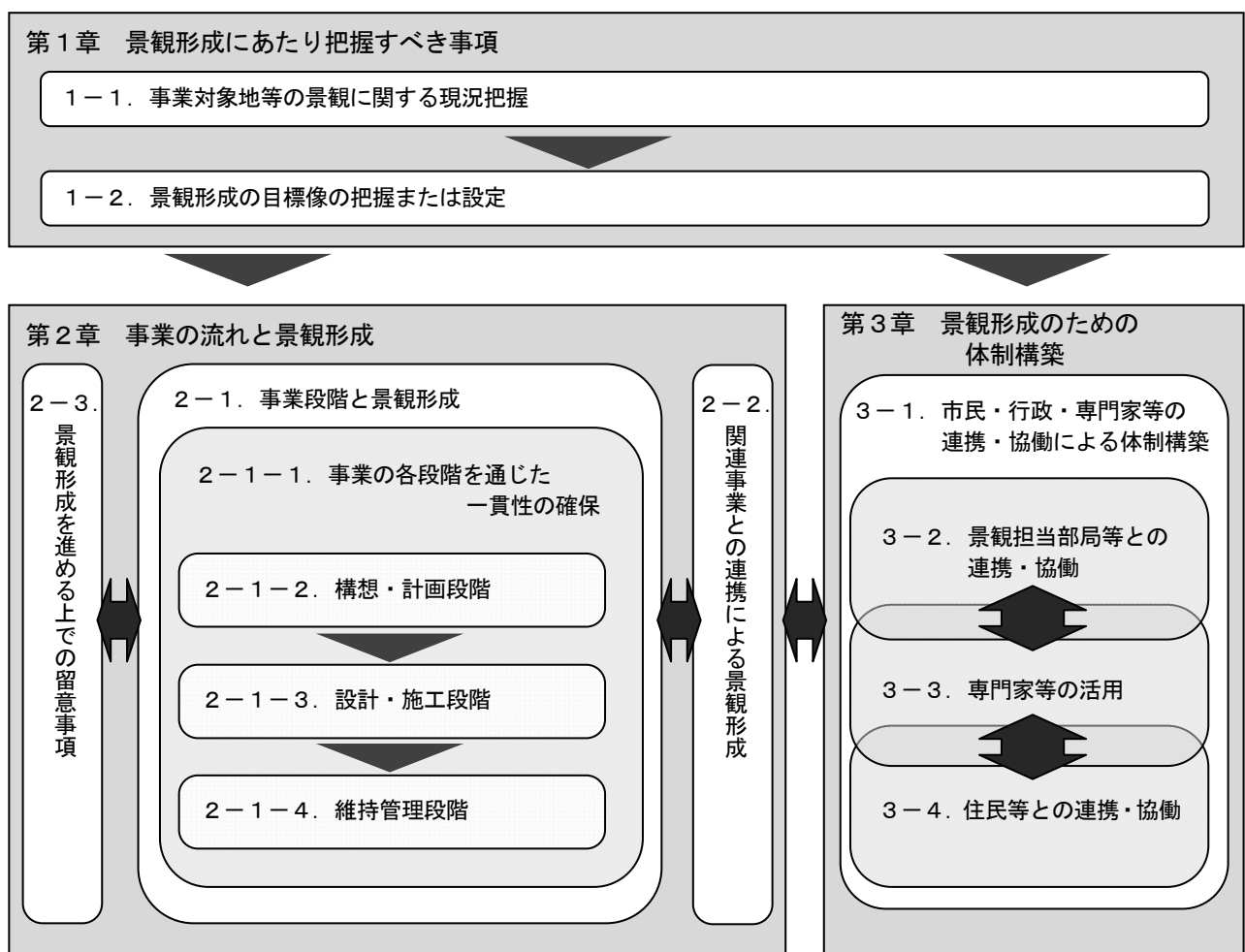


図 第Ⅱ編の構成

第1章 景観形成にあたり把握すべき事項

(本文)

良好な都市景観を形成する都市整備に関する事業に取り組むにあたっては、当該地域や事業対象地の景観に関する現況を十分に把握、分析した上で、当該地域の景観形成の目標像を把握し、関係者間で共有することが重要である。

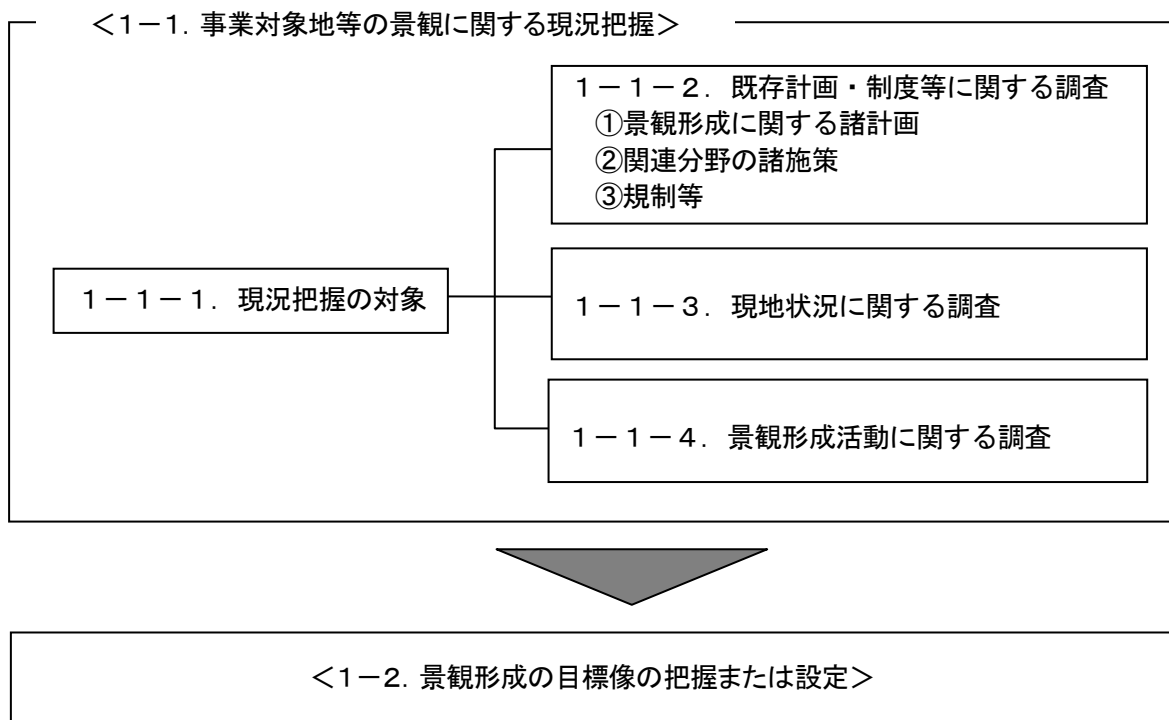


図1.1 第1章の構成

【用語の使い方】：本ガイドラインにおける「事業対象地」及び「当該地域」「当該事業」の用語の使い方は下図に示す通りとする。

「当該地域」=事業対象地周辺において景観形成の上で影響するエリアを示す

「事業対象地」=都市整備事業の対象となるエリア、区間等を示す

「当該事業」=景観形成を図る都市整備事業手法を示す

1-1. 事業対象地等の景観に関する現況把握

1-1-1. 現況把握の対象

(本文)

事業者は、事業により適切な景観形成を図るため、既往計画・制度、現地状況、景観形成活動等の観点から、当該地域の特性を把握する必要がある。

解説

- ・ 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、地域固有の特性と密接に関連するものであることから、事業の実施により良好な都市景観の形成を図るため、まず当該地域の特性を十分に把握することが望ましい。
- ・ 地域の特性として把握すべき事項は、以下のものが考えられる。

■既往計画・制度等（1-1-2）

- 景観形成に関する諸計画
- 関連分野の諸施策
- 規制等

■現地状況（1-1-3）

- 景観を構成する要素
- 景観を阻害する要因
- 人の活動・利用状況

■景観形成活動（1-1-4）

- 景観に関する住民組織等の活動状況

- ・ 景観形成に関する諸計画や既往調査の成果、まちづくりに関する諸計画には、上に例示した事項が既に整理されている場合が多いことから、まず、それらの諸計画や既往調査の成果の収集・整理から着手し、地域特性の概要を把握した上で、現地調査やヒアリング等により必要な情報を補足していくことが効率的である。
- ・ 把握した地域の特性に基づき、当該地域や事業対象地の景観の特徴や問題点、景観形成上の課題等を分析・整理し、景観形成の目標像や方針を検討するための材料としてとりまとめることが望ましい。

1-1-2. 既往計画・制度等に関する調査

①景観形成に関する諸計画

(本文)

事業者は、当該地域において景観計画、景観条例、景観ガイドライン等が策定されている場合には、これらの計画内容を十分に把握する必要がある。これらの既往の調査、計画が実施されていない場合には、景観担当部局と連携しつつ現地の実態調査を行うなど、事業の早い段階で当該地域周辺の景観現況を把握することが望ましい。

解説

- ・ 当該地域がもつ景観特性を把握するためには、景観に係わる既往の調査、計画等をレビューするとともに、必要に応じて地方公共団体の景観担当部局等へのヒアリングを行うことが望ましい。
- ・ 景観形成に関する諸計画として、景観法に基づく景観計画、地方公共団体等において策定される景観に関する条例、景観マスタープランや景観ガイドラインなどがある。
- ・ 景観計画が策定されている場合には、当該地域における景観重要建造物や景観重要公共施設等の指定状況を把握し、当該事業を進める上での影響等について確認することが望ましい。

【景観形成に関する諸計画（例）】

- ・ 景観法に基づく景観計画：景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画

【把握すべき事項】

- 1) 当該地域の景観特性（景観の基本構造、重要な構成要素等）
- 2) 景観形成の基本理念（景観のあるべき姿についての考え方）
- 3) 景観形成の目標像（景観形成上めざすべき将来像）
- 4) 景観形成の基本方針（目標像の実現に向けて目指す方向）
- 5) 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木の保全や整備の方針
- 6) 景観形成のための行為の制限

- ・ 景観ガイドライン：良好な景観の形成を目的として、建築物などの形態や色彩などを規制、誘導するために地方自治体が作成する指針

【把握すべき事項】

上記景観計画における 1)～4)、6) と同様。

●『札幌市都市景観基本計画』(平成9年3月策定)

●『札幌市景観計画』(平成19年12月13日告示 平成20年4月1日適用)

札幌市全域(北海道札幌市)

・景観形成事業に先だって景観形成に関する諸計画から把握すべき事項の一例を、札幌市の都市景観基本計画及び景観計画より抽出し、以下に示した。

■札幌市の景観特性

『札幌市都市景観基本計画』第1章 景観特性より

○原風景

石狩平野南西部の北方圏都市。多雪型で寒冷的な気候条件。はっきりとした四季の移ろい。北海道特有の植生やポプラやライラックなどの外来種。

○景観構造

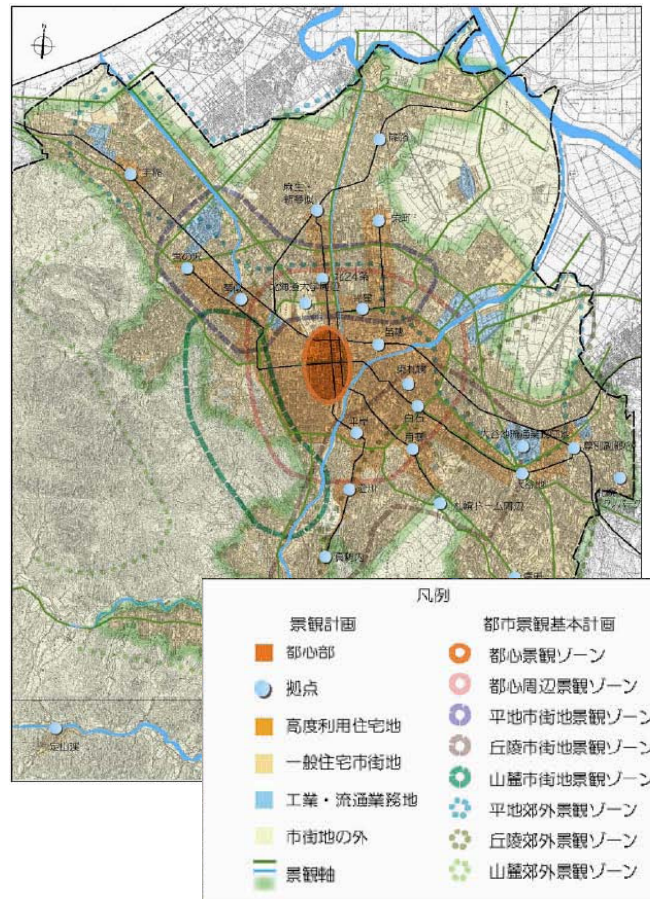
- 1) 地形: 「扇状地」「平地」「丘陵地」「山麓地」
- 2) 緑: 山並みの緑を背景、大通公園など都心部の緑地、街並みの中に残る小さな「森」
- 3) 水辺: 豊平川、創成川等の河川
- 4) 道路: 格子状街路パターン、環状・放射状道路、丘陵地の曲線道路
- 5) 街並み: 札幌のイメージを代表する都心部、個性化が図られつつある地域の拠点

○都市のなりたち

開拓使によって北海道の中心都市とすることを意図して計画的に整備された街。

○生活・文化

「ボーイス・ビー・アンビシャス(青年よ大志を抱け)」に象徴される開拓時代の精神。



札幌市内の景観構造

出典: 『札幌市景観計画』

■札幌市の景観形成の基本理念、目標、基本方針

『札幌市都市景観基本計画』第2章 計画の基本的考え方より

○景観形成の基本理念

『透明感と輝きをもった美しい北の都市をつくりあげる』

○景観形成の5つの目標と10の基本方針

景観形成の5つの目標

- 1) 環境と風土を生かす
- 2) 四季の移ろいを生かす
- 3) 歴史から学び未来に育てる
- 4) すべての人にやさしい視点をもつ
- 5) みんなの力で積み重ねる

景観形成の10の基本方針

- 1) 街路都市から街並み都市へ
- 2) 地形を生かす
- 3) 自然と調和するまちづくり
- 4) 緑を守り、育てる
- 5) 潤いある水辺を演出する
- 6) 快適な道路空間をつくる
- 7) 魅力ある拠点をつくる
- 8) 時を演出する
- 9) ヒューマンスケールのまちづくり
- 10) 防災に配慮したまちづくり

■景観重要建造物及び景観重要樹木並びに札幌景観資産の指定方針

『札幌市景観計画』第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに札幌景観資産の指定方針より

- ・歴史や文化など地域の景観を特徴づけている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など
- ・自然、歴史、文化などからみて地域のシンボリックな存在として、都市景観を特徴づけている樹木や市民に親しまれている樹木など

→ 所有者の意見を聴いた上で景観重要建造物、景観重要樹木として指定する。

- ・景観形成上価値があると認められ、意匠、様式が良好な都市景観を特徴づけている建築物等や将来の街づくりに生かされる可能性のある建築物等又は樹木など

→ 札幌市都市景観条例に基づき、札幌景観資産としての指定に努める。

●『石川県公共事業景観形成ガイドライン』(平成 21 年 3 月)

(石川県)

・景観形成事業に先だって景観形成に関する諸計画から把握すべき事項の一例を、石川県公共事業景観形成ガイドラインより抽出し、以下に示した。

■石川県の景観特性

『石川県公共事業景観形成ガイドライン』2基本方針 (3)地域特性の把握 より

【自然的特性】

- 1) 気候 : 冬の雪と季節風、夏の湿潤多雨とフェーン現象による高温。
- 2) 地形 : 約 580km におよぶ長い海岸線。2,702mの白山を最高峰とする山岳地帯。手取川の渓谷美と加賀平野。
- 3) 植生 : 海辺から白山山頂までの垂直的な植生分布。対馬暖流と冬期季節風の影響による寒暖両系の豊かな植生。

【歴史・生活文化的特性】

- 1) 歴史 : 縄文時代の遺跡や能登国分寺、安宅の関、加賀一向一揆(江戸時代以前)。加賀百万石、北前船、旧北國街道(江戸時代)。旧石川県庁など、明治・大正の時代を経てきた公共建築、街道沿いの町家等(明治以後)。
- 2) 地場産材: 木[スギ(全県)、能登ヒバ(輪島市・穴水町)]、石[戸室石(金沢市戸室山)、滝ヶ原石(小松市・滝ヶ原町)、日華石(小松市・観音下町)、滝石(羽咋市柴垣海岸)]、土[珪藻土(珠洲市、七尾市、輪島市)]、和紙[加賀二俣和紙(コウゾ)、加賀雁皮紙(ガンピ)、能登仁行和紙(コウゾ、スギなど)]、畳[小松表(イ草)]、瓦[小松瓦(小松市、加賀市)]。
- 3) 伝統的工法: 金沢の茶屋街等で見られるキムスコ(出格子)の町家や武家住宅の庭園、加賀の赤瓦の屋根並み、加賀や能登の旧廻船問屋の屋敷など。
- 4) 生活文化: 石川独自の伝統文化(食・信仰・芸能など)や工芸(輪島塗、九谷焼、加賀友禅など)。



白山



加佐の岬



キムスコが美しいひがし茶屋街



雪から樹木を守る雪吊り

■石川県の公共事業における景観形成の基本理念、基本方針

『石川県公共事業景観形成ガイドライン』2基本方針 より

○石川県景観形成基本方針……「いしかわ景観総合計画」における県土全体の景観形成基本方針

- 1) 自然景観の保全と創出
- 2) 歴史的・文化的な街並み景観や田園景観の保全と創出
- 3) 日常生活空間における快適な景観づくり
- 4) 未来に向けた新たな都市景観の創出
- 5) 広域的・連続的・拠点的な景観の保全・創出

○公共事業の景観形成のコンセプト・基本方針

コンセプト

『いしかわの美しい風土に調和する公共施設』
～立地環境・先導・愛着の3つを大切に施設づくり～

基本方針

- Location : 立地環境に調和する施設づくり
Lead : 地域を先導する魅力ある施設づくり
Love : 県民に愛着を持たれる施設づくり



【公共事業の景観形成で大切にしたい3つのL】

出典：『石川県公共事業景観形成ガイドライン』

② 関連分野の諸施策

(本文)

まちづくりは、中長期的都市戦略として景観形成以外にも様々な目的があることから、事業者は、景観形成にあたり、当該地域及び事業対象地における景観分野以外のまちづくりの方向性についても把握することが望ましい。

解説

- ・ 良好な都市景観の形成は、まちづくりの方向性と整合を図りながら進める必要がある。
- ・ 事業者は、まちづくりの方向性として、上位計画にあたる総合計画・基本計画や都市計画マスタープラン等における当該地域及び事業対象地に関する位置づけや基本方針等を確認するとともに、中心市街地活性化・観光振興・環境保全等の重点施策がある場合はその内容についても把握することが望ましい。
- ・ その他、各分野別計画のレビューや地方公共団体の担当部局等へのヒアリングなどを通じ、商工、観光、環境、文化、農林水産、教育、防災、福祉等の分野における当該地域及び事業対象地の将来像・現況・事業動向などについて把握することが望ましい。

【まちづくりに関する上位計画（例）】

- ・ 総合計画・基本計画
- ・ 都市計画マスタープラン

【把握することが望ましい分野別計画（例）】

- ・ 商工：中心市街地活性化基本計画 等
- ・ 観光：観光振興計画 等
- ・ 環境：環境保全計画 等
- ・ 緑地：緑の基本計画 等
- ・ 文化：歴史的風致維持向上計画、歴史文化基本構想、文化振興プラン 等
- ・ 農林水産：農業振興地域整備計画、森林整備計画、港湾計画 等

【必要に応じて参照することが考えられる分野別計画（例）】

- ・ 教育：生涯学習推進計画 等
- ・ 防災：地域防災計画、耐震改修促進計画 等
- ・ 福祉：福祉のまちづくり計画 等

③ 規制等

(本文)

事業者は、事業対象地における都市景観の形成に関連する各種行為規制について、その内容と目的等を把握し、当該事業の計画・設計に反映させる必要がある。行為規制の把握にあたっては、国の法制度によるものだけでなく、地方公共団体独自の条例等によるものも対象とする必要がある。

解 説

- ・ 事業者が現況把握の一環として確認すべき景観に関する規制等としては、法制度に基づくものと、地方公共団体による任意条例等によるものがある。地方公共団体の関係部局に確認するなど、当該地域に係る規制等について、事前に十分に把握しておくことが望ましい。

【主な規制・誘導方策】

<法制度に基づくもの>

- ・ 景観法：景観計画、景観地区、準景観地区、景観協定
- ・ 屋外広告物法
- ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)
- ・ 都市計画法：風致地区、特定街区、高度地区、地区計画
- ・ 都市緑地法：緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地
- ・ 建築基準法：建築協定
- ・ 文化財保護法：伝統的建造物群保存地区、文化的景観
- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法：歴史的風土特別保存地区
- ・ 首都圏近郊緑地保全法：近郊緑地特別保全地区
- ・ 生産緑地法：生産緑地地区
- ・ 自然公園法：自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域

<地方公共団体による任意条例等に基づくもの>

- ・ 地方公共団体が制定する景観に関する条例、要綱
- ・ まちづくり条例、開発指導要綱
- ・ 緑化条例、緑地保全条例
- ・ 自然環境保全条例
- ・ 福祉のまちづくり条例 等

1-1-3. 現地状況に関する調査

(本文)

事業担当者は、事業段階に拘わらず、現地に赴き、資料では把握できない事業対象地周辺の状況を十分に把握することが望ましい。

解説

- ・ 良好な都市景観の形成を図る際には、当該地域の現況を適切に踏まえる必要がある。現況の把握は、既存資料を踏まえた上で、現地で直に体感することが望ましい。
- ・ 現地調査は、既存資料だけでは把握することのできない現地の状況を体感するとともに、資料の適切な理解を助けるものである。事業対象地周辺の状況の変化等を把握する上でも、事業段階に関わらず、できるだけ多くの機会を捉えて現地調査を行うことが望ましい。
- ・ 現地調査では、当該地域の景観を構成する要素や景観を阻害する要因の把握に加え、人の活動・利用状況を直に体感することが望ましい。
- ・ 現地調査で把握すべき事項は、以下のものが考えられる。
 - 景観を構成する要素：地形・街並み・建築物・工作物・植生 等
 - 景観を阻害する要因：屋外広告物・電線類 等
 - 人の活動・利用状況：賑わい・雰囲気 等
- ・ 現地の状況は、季節や天候、時刻などの要因によって変化するため、必要に応じてそれらの要因を考慮した調査を立案・実施することが望ましい。

表 1.1 現地調査の方法

調査項目	調査箇所	調査方法
○景観を構成する要素 ○景観を阻害する要因	当該地域において人々が滞留する空間や移動に関わる動線	滞留空間や動線を踏査し、そこから視認される景観を構成する要素、景観を阻害する要因についてその特徴（形状、大きさ、色彩、素材、意匠等）を把握すると同時に写真撮影により記録する。
○人の活動・利用状況	滞留空間や移動に関わる動線	滞留空間や動線を踏査し、混み具合、雰囲気、利用者の行動パターン等を把握すると同時に写真撮影により記録する。必要に応じて利用者数のカウントなど定量的調査を実施する。

●現地状況に関する調査方法例

■景観構成要素・景観阻害要因の把握

- ・滞留空間や動線を踏査し、そこから視認される景観を構成する要素、景観を阻害する要因についてその特徴（形状、大きさ、色彩、素材、意匠等）をメモすると同時に写真撮影により記録する。
- ・現地で詳細なメモの記述が難しい場合には、気づいた点を口述し IC レコーダー等に録音する方法やデジタルカメラを用いたスナップ写真を多用する方法が有効。

景観構成要素・景観阻害要因の把握例



撮影した写真（例）

○景観構成要素

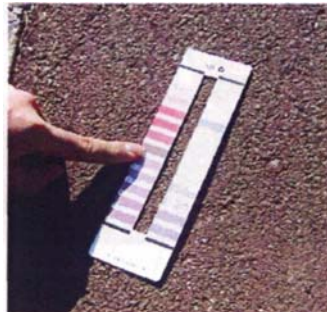
- ・木造の檼（高さ 16m、明度の低い茶系、町のランドマークとなっている）
- ・瓦屋根と蔵造りのまちなみ（家並みは二階建て、屋根瓦は明度中程度の灰色、家屋の壁面は明度の低い茶系の木目または黒塗りの漆喰）

●景観阻害要因

- ・電柱及び電線（電柱は低明度の灰色で檼の前面に出現し、眺望の支障となっている。）
- ・自動販売機（形状や彩度の高い色彩が、歴史を感じさせるまちなみになじまない人工物の印象を与える。）

■色彩に関する調査手法

- ・特定の対象物について、現場で色票と比較することにより測色する。
(視感測色)



色票を対象物に直接当てる場合



色票のスリットから対象物を見る場合

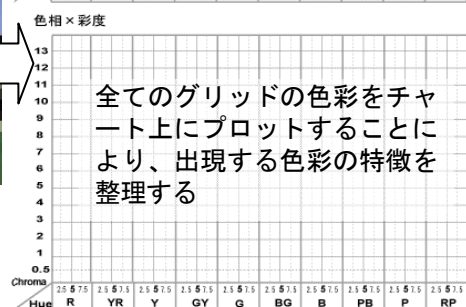
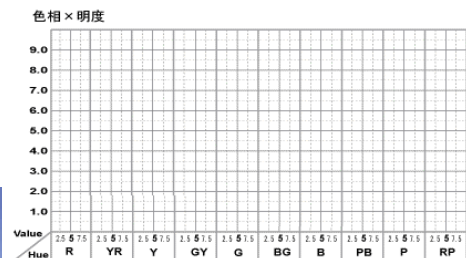
- ・同時に写真撮影を行い、写真画像を用いて背景全体の色彩の分布や構成比を把握する。



撮影した写真



カラーモザイク画像を作成



1-1-4. 景観形成活動に関する調査

(本文)

事業者は、当該地域における景観に関する様々な活動や取組みの状況を把握することが望ましい。

解説

- ・ 良好な都市景観は、個別の事業の実施のみではなく、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。
- ・ 事業を円滑に推進するとともに、事業完了後の公共空間の維持管理・利活用における持続性のある担い手を確保していくためにも、当該地域における市民団体等の景観に関する取組みや活動状況を把握し、事業の計画・設計段階から継続的に事業への参画の機会を設けることが望ましい(2-1-4、3-4参照)。
- ・ 活動等の把握は、活動団体リストやそれらの活動報告書等の既往資料によるほか、地方公共団体のNPO担当部局や景観担当部局等へのヒアリングを通じて行うことが望ましい。
- ・ 具体的には、景観整備機構や、修景、緑化、美化・清掃などの景観に関する取組みを行う住民組織、NPO、その他公益法人などの活動状況を把握することが考えられる。また、現状では直接景観に関する取組みを行っていない場合でも、まちづくりや環境等に関する取組みを行っている住民組織等は、事業をきっかけとして景観に関する取組みに関わることがあることから、そうした住民組織等の活動状況についても幅広く把握することが望ましい。

● 景観形成活動に関する情報源例

■ 活動団体に関する情報検索サイト例（内閣府NPOホームページ NPOポータルサイト）

- ・ 活動分野や所在地、目的等の項目から、NPO法人を検索し、条件に合致する団体の一覧表や各団体の活動内容に関する詳細な個票を閲覧することができる。

全国NPO法人情報の検索

所轄庁

団体名称

法人認証年月日 年 月 日 のみ (から 年 月 日まで)

都道府県 **神奈川県**

主たる事務所

住所
※ 市区町村名を入力

従たる事務所

目的

活動分野

<input type="checkbox"/> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	<input type="checkbox"/> 2 社会教育の推進を図る活動
<input checked="" type="checkbox"/> 3 まちづくりの推進を図る活動	<input type="checkbox"/> 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
<input type="checkbox"/> 5 環境の保全を図る活動	<input type="checkbox"/> 6 災害救助活動
<input type="checkbox"/> 7 地域安全活動	<input type="checkbox"/> 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
<input type="checkbox"/> 9 国際協力の活動	<input type="checkbox"/> 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
<input type="checkbox"/> 11 子どもの健全育成を図る活動	<input type="checkbox"/> 12 情報化社会の発展を図る活動
<input type="checkbox"/> 13 科学技術の振興を図る活動	<input type="checkbox"/> 14 経済活動の活性化を図る活動
<input type="checkbox"/> 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	<input type="checkbox"/> 16 消費者の保護を図る活動
<input type="checkbox"/> 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	



NPO法人情報の検索結果

検索結果は562件ありました。

所轄庁	団体名称	主たる事務所の住所
内閣府	特定非営利活動法人福祉活動差能人協会 転ばぬ先の杖の会	神奈川県 <input type="text"/>
内閣府	特定非営利活動法人グリーン	神奈川県 <input type="text"/>
内閣府	特定非営利活動法人全国自然環境文化遺産保全協会	神奈川県 <input type="text"/>



NPO法人の詳細情報

団体名称	特定非営利活動法人 まちづくり情報センターかながわ	
所轄庁	神奈川県	
法人認証年月日	1999年09月22日	
都道府県	神奈川県	
主たる事務所	横浜市 <input type="text"/>	
従たる事務所	<input type="text"/>	
代表者名	<input type="text"/>	
目的	この法人は、課題解決を市民自らが担う自治型の地域社会をめざし、市民がまちづくりの主体となるための手法やシステムの開発、社会環境整備に関する提案を行うとともに、地域における市民の活動やまちづくりのための実践・政策提案を支援することを目的とする。	
活動分野	<input type="checkbox"/> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 <input checked="" type="checkbox"/> 3 まちづくりの推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 5 環境の保全を図る活動 <input type="checkbox"/> 7 地域安全活動 <input type="checkbox"/> 9 国際協力の活動	<input type="checkbox"/> 2 社会教育の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 6 災害救助活動 <input type="checkbox"/> 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 <input type="checkbox"/> 12 情報化社会の発展を図る活動 <input type="checkbox"/> 14 経済活動の活性化を図る活動 <input type="checkbox"/> 16 消費者の保護を図る活動

出典：内閣府NPOホームページ NPOポータルサイト

<http://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

1-2. 景観形成の目標像の把握または設定

(本文)

事業者は、当該地域における景観形成の目標像を把握し、関係者間でその目標像を共有することが望ましい。

目標像が具体的に示されていない場合は、事業者自らが当該地域における景観形成の目標像を検討または設定することが望ましい。

解 説

- ・ 良好な都市景観の形成は、当該地域の特性に応じた適切な考え方のもとに一貫して進められるべきものである。
- ・ 都市整備事業に関わる主体は、公民を含め多数にのぼることから、一貫した景観形成を図るために、地域の特性を踏まえて、将来的な景観形成の「目標像」を把握または設定し、関係者間で共有することが望ましい。
- ・ 目標像の把握は、景観計画や景観条例等の景観に関する計画や条例等の資料や、地方公共団体の景観担当部局等からのヒアリングを通じて行うことが望ましい。
- ・ 景観計画が策定されているなど、当該地域における景観形成の目標像が設定されており、当該事業が地域の良好な都市景観形成上重要な要素となる場合には、当該事業対象地を景観重要建造物や景観重要公共施設として指定するなど、地域の景観形成の目標像の中での当該事業の位置づけを明確にすることが望ましい。
- ・ 当該地域における景観形成の目標像が設定されていない場合には、まちづくりに関する計画や条例等の資料、地方公共団体のまちづくり担当部局等へのヒアリング、現地調査等により、地方公共団体の景観担当部局等と協力して当該地域の景観に関する計画を策定するなど、当該事業をきっかけとして、新たに目標像を設定することが望ましい。

●新たなまちづくり目標像の設定のための現況・歴史的変遷等の把握

(日南市油津地区)

・平成5年に歴史的港湾環境創造事業が採択され、堀川運河の石積み護岸などの修復工事と遊歩道や緑地広場の整備による親水空間づくりが行われている。

プロセス 1 まちづくり目標が明確化されていなかったため、上位計画等を精査

歴史的港湾環境創造事業による油津地区・堀川運河整備にあたっては、まず広域的な地区の位置づけと都市構造の変遷を把握するために、上位計画・既往調査の内容を確認した。

《市総合計画・油津港湾計画・ナショナルトラスト調査・まちづくり計画(商工会議所作成)等》



油津港の旧平面図

プロセス 2 現況調査に加えて歴史的変遷を把握し、歴史的運河の価値を再評価

それらの調査・計画を踏まえ、さらに明治～昭和初期の堀川運河の工事記録等の既往資料等から都市の変遷を検証した。



昭和初期の風情を伝える建物

プロセス 3 資料及び現地調査を踏まえて、地区まちづくり目標像を設定し

日南市においては、歴史的にも城下町飢肥と港町油津の二極構造で成立した都市であることを確認し、その視点から将来的にも二極が互いに誘発し合って日南全体の魅力を高めていくことを基本的な方向性とし、その機軸として全国へ向けて誇れる堀川運河の再生から始めるまちづくりを港町油津のあるべき姿と景観形成の方向性に設定した。



運河を用いた飢肥杉の運搬

景観に関する現況把握から導かれた目標像

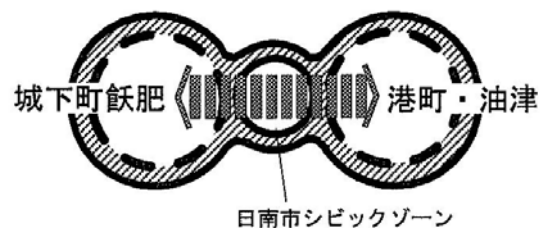
〈油津地区まちづくり目標(ターゲット)の設定〉

歴史的資産を活かした油津地区の街なか魅力拠点の再生と交流人口の増加によるにぎわいの復権

- 普遍的な価値を持つ近代化遺産の発見とこれを活かしたまちづくりの新たな展開
- 「街なか魅力拠点」の発掘・再整備と相互の拠点を連結する魅力的なネットワーク空間の整備
- より広域圏からの街なかへの来訪者(交流人口)の増加が街のにぎわいとなる

■ 飢肥との連携強化

歴史的資産を活かしたまちづくりによる連携強化



●鎌倉市における景観形成の目標像

景観重要公共施設の事例（鎌倉市）

■『鎌倉市景観計画』（平成19年1月）における景観形成の基本目標

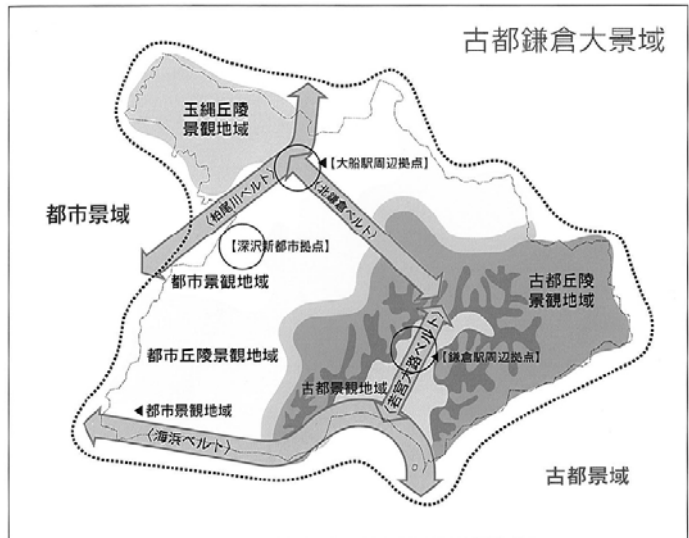
- 鎌倉らしい都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び基準、実現化方策等を明らかにした本計画では、右に示す5つの景観形成の基本目標を掲げている。
- (1) 自然環境と歴史的遺産が融和した都市景観の形成
 - (2) ヒューマンスケールの都市景観の形成
 - (3) 地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成
 - (4) 新しい時代にこたえる生き生きとした都市景観の形成
 - (5) 心を豊かにする都市景観の形成

■景観重要公共施設の整備に関する方針

鎌倉市景観計画では、地形、地域性、景域、都市マスタープランの将来都市構造の4つの視点から、鎌倉の景観構造を2つの景域、5つの景観地域、4つのベルト、3つの拠点で構成している。2つの景域と5つの景観地域を貫いて、有機的に連続する軸状の骨格を「4つのベルト」と位置づけ、各ベルトの基本方針を設定している。

良好な都市景観の形成を進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要であるため、都市の骨格を構成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）と

して、4つのベルトを構成する基幹施設を景観重要公共施設と位置づけ、ベルトの基本方針を実現するための整備に関する事項と占用等の許可の基準を定めている。



出典：『鎌倉市景観計画』

4つのベルトの景観重要公共施設と景観重要公共施設の整備に関する方針

4つのベルトとテーマ	景観重要公共施設	景観重要公共施設の整備に関する方針
<ul style="list-style-type: none"> ・海浜ベルト： 古都の歴史と都市の魅力 を体感する美しい海浜イ メージの創出 	国道134号 鎌倉海岸 鎌倉海浜公園 腰越漁港	方針1：美しい海浜景観の保全と創造 方針2：海浜の地域性を際立たせた連続景観・車窓景観の創出 方針3：海辺の歴史と自然が融和した原風景の継承 方針4：賑わいのある明るい海浜景観の創出
<ul style="list-style-type: none"> ・若宮大路ベルト： 若宮大路をシンボルとし た歴史的都市美観の形成 	県道横浜鎌倉線	方針1：歴史的景観資源の保全・創出 方針2：歴史的景観に配慮した参道空間の形成 方針3：魅力的な道路空間の創出
<ul style="list-style-type: none"> ・北鎌倉ベルト： 歴史的景観と都市的景観 が連続・連携するまち並 みの形成 	県道横浜鎌倉線 県道小袋谷藤沢線	方針1：古都景域と都市景域の連続性に配慮した都市景観の形成 方針2：古都景域における歴史的・自然的環境に調和した都市景観の形成 方針3：都市景域における街道筋にふさわしい都市景観の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・柏尾川ベルト： 水を活かした魅力的な市 街景観の形 	柏尾川	方針1：水を活かした魅力的な空間創出 方針2：公共施設等と一体的な都市景観の形成 方針3：車窓景観に配慮した都市景観の形成

第2章 事業の流れと景観形成

(本文)

事業により良好かつ一貫した景観形成を実現するにあたっては、当該事業の各段階における時間的管理、関連する公共事業並びに民間事業との連携にあたっての空間的管理、さらに景観形成の目標像実現のための配慮が必要である。

本章では、事業の各段階における景観形成の考え方、事業対象地や周辺における関連事業との連携による景観形成の考え方、さらに景観形成を進める上での留意事項をとりまとめる。

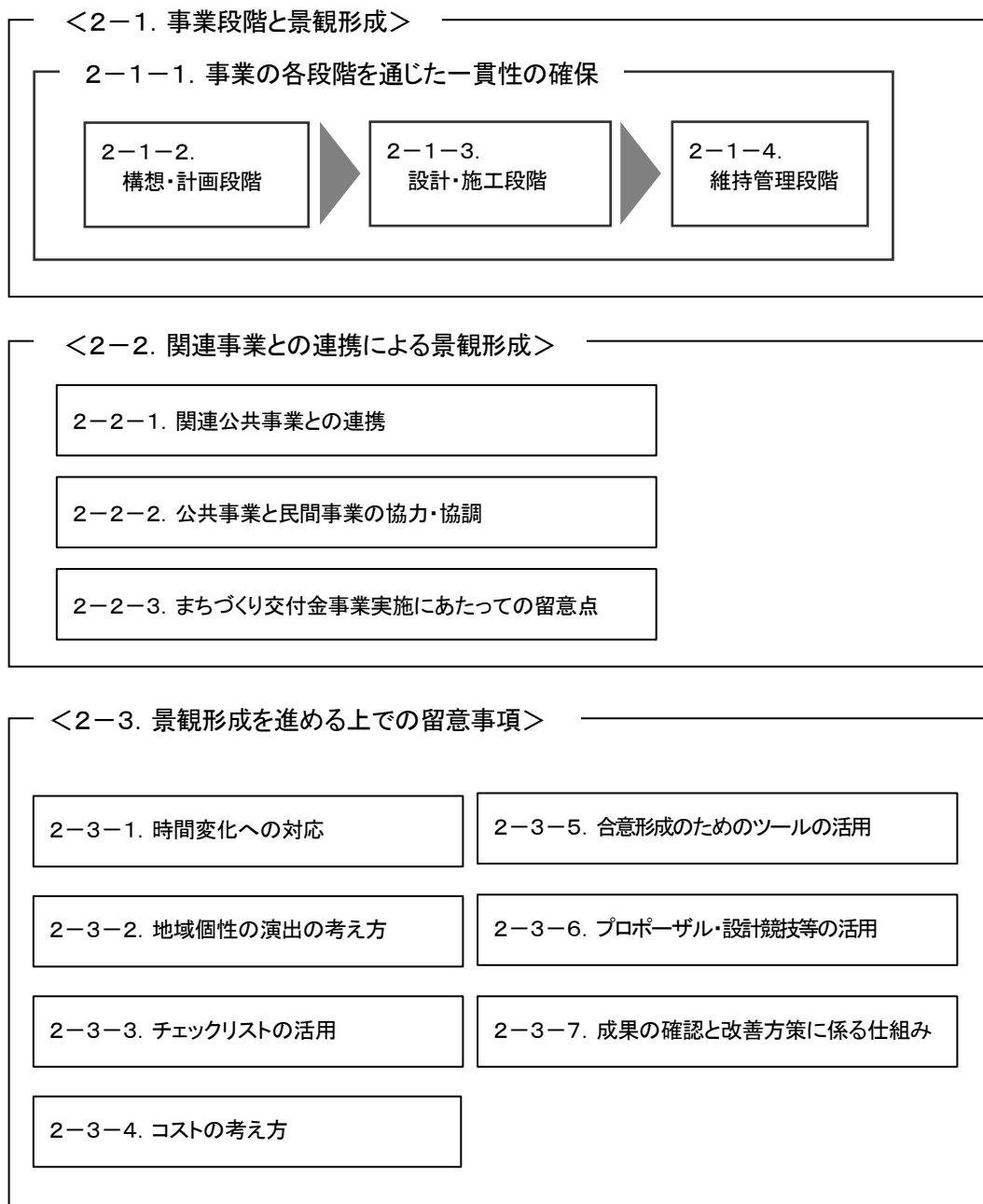


図 2.1 第2章の構成

2-1. 事業段階と景観形成

2-1-1. 事業の各段階を通じた一貫性の確保

(本文)

事業者は、事業の各段階において、事業当初の景観形成方針や事業の実施過程における景観検討の内容を確認し、一連のプロセスを一貫した考えのもとに進めることが望ましい。

なお、周囲の状況の変化を踏まえ、景観形成方針等に見直しが必要な場合は、その前段階における検討経緯を十分に踏まえ、変更の理由と経緯等を次の段階に継承する必要がある。

解説

- 従来事業プロセスにおいては、「構想」「計画」「設計」「施工」「維持管理」の各段階で、行政担当者の異動や担当部局の移行等により、景観形成の考え方が必ずしも一貫性を保てず、計画段階で描いた景観の目標像や施設のデザインが、竣工時には全く異なるものとなるケースもあった。
- 比較的長期にわたる景観整備事業において、事業の各段階で景観形成の考え方に一貫性を持たせるためには、景観デザインを長期にわたってコントロールする景観マネジメントの仕組みを確立することが望ましい。

表 2.1 景観マネジメントの仕組み (例)

カテゴリ	手法 (例)	概要
組織づくり	都市デザイン会議	景観デザインを総合的に検討する場として、関係する自治体や事業主体、専門家からなる組織を設置し、複数事業の調整や関係者の合意形成、プロジェクト全体の進行管理を行う。
	エリアマネジメント組織	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組みをエリアマネジメントという。組織の形態としては、自治会、NPO 法人、商店街振興組合、株式会社、任意のまちづくり組織等が考えられる。
専門家による監修	景観アドバイザー制度	景観アドバイザーとは、地方自治体が独自に任命する専門家であり、住民や事業者等が行う景観づくりに関する活動や、地方自治体が行う公共事業における景観形成等に関して専門的立場から指導や助言を行う役割を担っている。
	マスターアーキテクト方式	マスターアーキテクトとは、都市や地域の景観形成を統括的に監修する権限を与えられた専門家のことであり、マスターアーキテクトの関与によって一貫性のある都市景観の形成が期待される。
ガイドライン等の活用	景観ガイドラインの活用	地方自治体の作成する景観ガイドラインは、良好な都市景観の形成を目的として、建築物などの形態や色彩などを規制、誘導するための指針であり、景観形成指針とも言われる。
	チェックリストの活用	地方公共団体が独自に策定している景観形成ガイドライン等に基づき、事業の各段階において配慮すべき事項を予めチェックリストとしてとりまとめ、事業の進捗にあわせて、チェックリストに基づき実施状況を確認する。
制度の活用	法令による規制・誘導	景観のコントロールに係る制度を有効に活用することで、分譲後や所有者が変わっても長期的に良好な景観形成、維持管理を担保する。具体的には、地区計画 (都市計画法)、建築協定 (建築基準法)、景観協定 (景観法)、緑地協定 (都市緑地法) 等が考えられる。

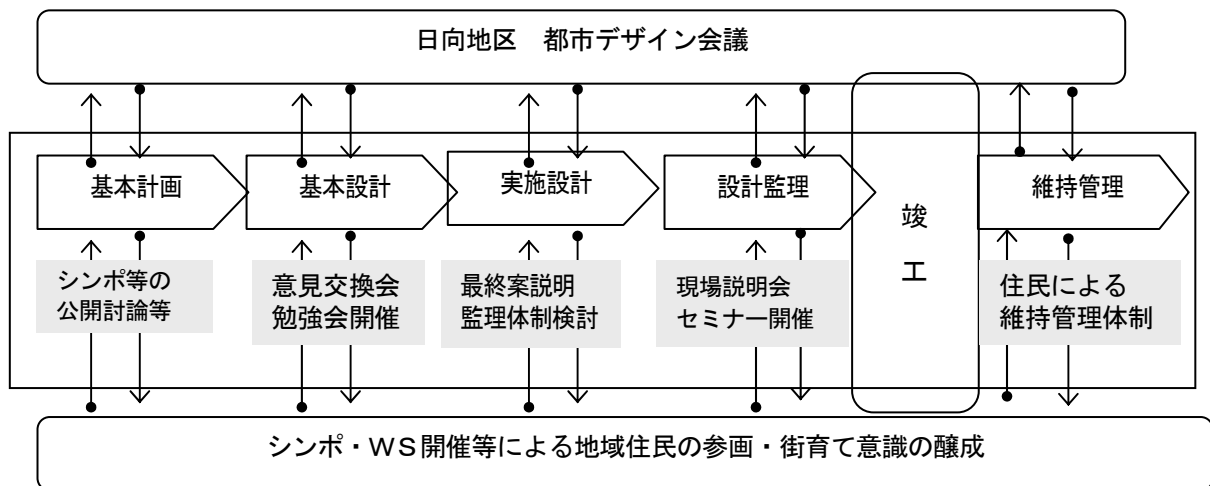
●一貫した駅周辺地区全体の景観デザインを実現するための推進体制づくり

日向市駅周辺地区(宮崎県日向市)

・駅周辺の中心市街地活性化を模索していた日向市は、「連続立体交差事業」、「土地区画整理事業」、「商業集積事業」の3事業を一体的に進めることで、駅周辺の再整備に取り組んだ。事業の推進にあたり、有識者や優れた専門家の参加を得ながら、「日向地区都市デザイン会議」で3事業の総合的な議論を積み重ね、質の高い景観形成を実現した。さらに、公共事業に触発された住民によって、自主的な景観まちづくりも行われている。

・「日向地区都市デザイン会議」は、以下の機能と役割を担った。

- 1) 複数プロジェクトの空間的監理(複数事業の調整、関係者の合意形成)
- 2) 良質な公共デザイン創出のためのプロジェクト全般に渡る時間的監理
- 3) 事業を契機とした地域への愛着や誇り等の醸成のための積極的な市民参画機会の促進



・デザイン会議は、プロジェクト当初から市民の積極的な参画を意図し、シンポジウム等による情報公開や設計・施工段階における市民との公共空間利活用WS開催等を通じて、整備後の利活用や維持管理等に愛着を持って市民主体で取組んでもらうように参画機会の促進を図ってきた。また、事業担当者もそのための市民との対話の場を積極的に創りだしてきた。

2-1-2. 構想・計画段階

(本文)

構想・計画段階においては、事業者は、当該地域における景観形成の目標像や事業対象地の現況等について把握し、これに基づき当該事業における景観形成の基本的考え方・具体的方針等を検討することが望ましい。

事業者は、そのうえで当該事業により整備される施設の基本的な諸元について検討することが望ましい。

解説

- ・ 構想・計画段階における検討事項は、当該事業における景観形成の目標像、景観形成の基本的考え方、景観形成の具体的方針、施設や空間の基本的な諸元であり、これらを検討する前提条件として、事業対象地の景観に関する現況把握（1-1）、景観形成の目標像の把握（1-2）を十分に行うことが望ましい。
- ・ 構想・計画段階において設定する当該事業の景観形成の目標像・基本的考え方・具体的方針等は、その後の各事業段階に継承されたいへん重要なものである。また、事業により整備される施設や空間の配置・規模・構造等の基本的な諸元は、当該地域の景観に大きな影響を及ぼす可能性が高い。これらを検討する際には、当該地域の景観形成やまちづくりにおいて当該事業の果たす役割を十分意識するとともに、施設の維持・管理や整備効果まで視野に入れておくことが望ましい。
- ・ 景観形成の基本的考え方・具体的方針としては、対象となる施設や空間とこれを取りまく周辺景観との関係に対する基本的考え方、周辺の景観等への配慮や住民等の利用を考慮した整備の考え方、施設や空間の配置・規模・構造等の設定の考え方等について検討することが望ましい。さらに、こうした景観形成の目標像・基本的考え方・具体的方針に基づいて、施設や空間の配置・規模・構造等の基本的な諸元を導出することが望ましい。複数案が導出される場合には、各案のメリット・デメリットを比較検討することにより最適案を選定することが望ましい。
- ・ 検討した景観形成の目標像・基本的考え方・具体的方針は、当該事業の景観整備方針としてとりまとめ、当該地域における景観検討の成果として共有し、担当者の異動時等においても継承することが望ましい。また、この景観整備方針を、まちづくり交付金における都市再生整備計画へ反映させることも考えられる。なお、都市計画決定を伴う事業においては、都市計画決定権者などと連携し、都市計画に定める事項及び関連する事項についても検討する必要がある。

●複数案の比較検討例

鶴岡西部地区(山形県鶴岡市)

- ・ シンボルロードの景観検討において以下の2つの比較模型を作成し、植栽の有無だけでなく、建物の配置、沿道の設え等を含めた比較検討を行った。

① 街路樹を配置した場合(左側案)

- － 郊外型店舗等の建物のセットバックと道路側への駐車場の配置

② 街路樹を配置せず、モニュメントを配置した場合(右側案)

- － 郊外型店舗等の建物を道路敷地境界沿いに配置



2-1-3. 設計・施工段階

(本文)

設計・施工段階においては、事業者は、構想・計画段階で検討した目標像・基本的考え方・具体的方針等またはとりまとめた景観整備方針（以下、事業の景観形成方針）を適切に継承することが望ましい。

設計段階では、施設の規模・形状・配置及び意匠・色彩・材質等の詳細な事項について、周辺の景観との調和に配慮しつつ検討することが望ましい。

施工段階では、事業の景観形成方針を適切に施工に反映させることが望ましい。

解説

■設計段階

- ・ 設計段階は、構想・計画段階で検討した事業の景観形成方針を具現化する段階である。事業の景観形成方針に基づき、設計と条件（事業手法、規模、事業費、工期、市民ニーズ等）を踏まえ、周辺景観との調和に配慮しながら、施設の規模・形状・配置・意匠・色彩・材質等を決めていくことが望ましい。その際、スケッチパースや模型などの視覚的手法を用いた景観予測を行いながら検討を進めることが望ましい。
- ・ 設計段階に続く施工・維持管理段階において、当初の設計意図が適切に反映されるよう、設計についての検討内容や修正事項の意図を設計図や設計概要書等に記しておくことが望ましい。
- ・ 将来管理者が事業者と異なる場合は、設計段階において、整備・管理水準や用いる材料など、施設の維持・補修等に関わる事項について、予め管理者と調整することが望ましい。

■施工段階

- ・ 施工段階は、設計に基づいて施設や空間を実体化する段階である。事業の景観形成方針を適切に施工に反映させる方法としては、設計者等による施工監理・デザイン監理の支援などが考えられる。
- ・ この段階では、工期やコスト、材料調達等の要因から、しばしば設計仕様等の変更を迫られる場合がある。そうした場合には、事業の景観形成方針を尊重することを前提として、構想・計画・設計の各段階における計画関係者や設計者の意図に十分配慮し、適切に施工監理を行うことが望ましい。なお、現場の独断で変更を行うことのないよう、変更のプロセスを予め明確化しておくことが望ましい。
- ・ 施工段階での検討成果は、その経緯・意図とあわせて、竣工図などの管理に用いられる図面等へ的確に記載することが望ましい。
- ・ 施工中は、仮設構造物についても可能な範囲で景観への配慮に努めることが望ましい。

●設計者による一貫した設計監理

国営昭和記念公園(東京都立川市)

- ・ 国営昭和記念公園の日本庭園を整備する際の最大の技術的課題は、設計、施工分離が原則の公共事業の枠組みの中で、いかに伝統技術を駆使して本格的日本庭園を実現するかにあった。
- ・ 同公園では、その実現方式として、設計者が施工の現場において一貫して設計監理を行う手法を採用した。庭園整備の設計監理は、庭園景観を大きく左右する石工事、植栽工事を対象とした。

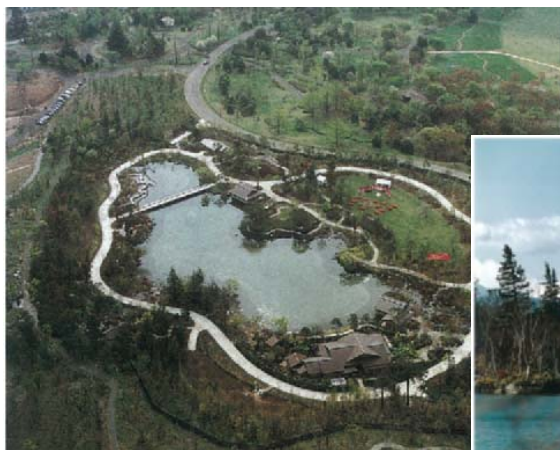
■滝、流れ、池の石組み、飛石等の石工事

- ・ 鬼怒川支流大谷川の砂防工事現場へ出向き、発生した石材が庭園で利用可能かどうか判定・選別を行った。(写真左)
- ・ 滝・流れ・池の骨格を形成する石組みの据え付けをに際して、石の位置、向き等を指示した。(写真右)



■植栽工事

- ・ 公園内に生育している樹木を移植する際に、移植樹木を選定し、移植先での配置を指示した。
- ・ 植栽工事は日本庭園の空間構成の骨格を形成するとともに、公園外の送電鉄塔を隠すこと等を考慮しつつ行った。



上空から見た日本庭園



借景となった富士山

- ・ 設計意図を施工業者に正しく伝え、共有するとともに、現場での条件変更にも柔軟に対応することにより、ねらいとした日本庭園の姿を実現した。
- ・ なお、維持管理段階においても、設計者、管理発注者、管理請負者が合同で現地を視察し、管理指針を検討する体制をとっている。

出典：『国営昭和記念公園 日本庭園建設記録誌』

2-1-4. 維持管理段階

(本文)

維持管理にあたっては、事業者は管理者へ事業の景観形成方針及び設計・施工時の意図を十分伝えることが望ましい。

また、維持管理に先立ち、地域の住民や景観整備機構等の団体等と連携・協働の体制を構築することが望ましい。

解 説

- ・ 施設の整備によって形成された良好な都市景観を維持するには、供用後も適切に施設を維持管理する必要がある。
- ・ 維持管理段階においては、管理者は、良好な都市景観を維持するため、事業の景観形成方針や設計意図等を適切に継承し、安易な記念碑や寄贈物件等の設置により空間が改悪されることのないよう十分留意し、良好な都市景観を持続させていくことが望ましい。
- ・ 事業者から管理者への引き継ぎにあたっては、維持管理上の留意事項をまとめた手引き書等を作成することが有効であり、管理者はそれらを踏まえて当該施設を適切に維持管理することが望ましい。
- ・ 市民等による地域活動を支援し、施設の維持管理につなげていくことは、施設に対する市民の愛着等の醸成に結びつくとともに、持続性のある公共空間整備の事業効果を高めることとなる。
- ・ 地域の住民や団体等と連携・協働する際は、予め計画・設計段階から体制を構築し、住民等の景観に対する意識を啓発し、ニーズの把握や問題意識の共有を図った上で必要な支援を行うことが望ましい。
- ・ 市民レベルの活動組織に対する具体的な支援内容としては、必要な資材や場所の提供、活動に対する助言など、活動の活性化や継続に資する支援が考えられる。
- ・ 地域の住民や団体等との連携・協働による維持管理体制を持続させるための仕組みとして、管理者が住民や団体等と「協定」等を締結することも考えられる。

●パークマネジメントによる公園の管理

井の頭恩賜公園(東京都)

- 東京都では、パークマネジメントマスタープランを策定し、公園の新しい魅力や可能性を発掘する事業を実施し、結果を評価して継続的に改善を行うことにより、時代のニーズにあった顧客満足度の高い公園経営の実践を目指している。
- 公園別のパークマネジメントプランは、公園の目指すべき目標やゾーン別利用特性を踏まえた維持管理方針等が示された一種の手引き書であり、これに基づき管理を行っている。

■井の頭恩賜公園のパークマネジメントプラン

1) ゾーン別利用特性 (抜粋)

A:多目的広場ゾーン

- 草原の広がり維持し、自由なレクリエーションができるゾーン
- 野外ステージを中心にコンサートなどのイベントの場を提供するゾーン

E:休息・散策ゾーン

- 武蔵野の雑木林を維持しながら、林内で散策・休息ができるゾーン

L:水辺親水ゾーン

- 井の頭池を中心とした、風景を楽しみながら散策・休息・親水するゾーン
- 池を一周する中で、様々な景観を楽しみながら散策できるようにする

2) 維持管理方針 (抜粋)

○井の頭池と雑木林の景観形成

- L：井の頭池の浄化を図り、地下水の保持に努めていく。また、定期的に池の水質調査を実施し、水質の変化を把握する。
- 雑木林についても、構成する樹種の樹勢が十分なうちに計画的な更新伐採など、雑木林としての維持管理を行う。

○植物の維持管理

- E：林床の野草の多様性を維持するために、林の更新による日照の確保、土壌流出や踏圧による裸地化の防止、ササの抑制などの維持管理を行う。



2-2. 関連事業との連携による景観形成

2-2-1. 関連公共事業との連携

(本文)

事業対象地の近傍に関連する公共事業等がある場合には、当該施設の管理者や周辺の事業者と連携し、当該地域における景観形成の目標像等を共有するとともに、その実現に向けてデザインの調整などを行うことが望ましい。

解説

- ・ 都市景観は、様々な施設から成り立つものであることから、その形成にあたっては、関連する事業の主体が、当該地域における景観形成の目標像等を共有することが望ましい。さらに、共有した目標像を実現するため、事業者は、事業対象地や周辺における同種・他分野の公共事業の事業者と連携・協働することが望ましい。
- ・ 関連事業との連携にあたっては、計画対象を単体(路線等)に限定せず、周辺環境や景観との調和、一体性を面的に確保し、総合的に当該地域の景観を整備・管理していく視点を持つことが望ましい
- ・ 景観形成重点地域等において事業を推進する場合でも、関連する各事業間や担当部局間の連携が不十分であるために、目標像を共有することができず、各事業のデザイン設計がバラバラとなるケースが多い。
- ・ こうした重点的に景観形成を推進する地域等においては、地域全体として一貫した景観形成の目標を実現していくことが重要であり、関連する事業相互の連携を図るための「仕組み」を作ることが望ましい。
- ・ 関連する公共事業との連携を図る仕組みとしては、1) 共通のデザイン目標の検討や、景観面からの事業間調整を行うデザイン協議会などの組織の設置、2) マスターアーキテクトのように当該地域の景観を全体でコントロールあるいはコーディネートする専門家の設置、3) デザインガイドラインなど共通の目標像の明確化・視覚化、などが考えられる。

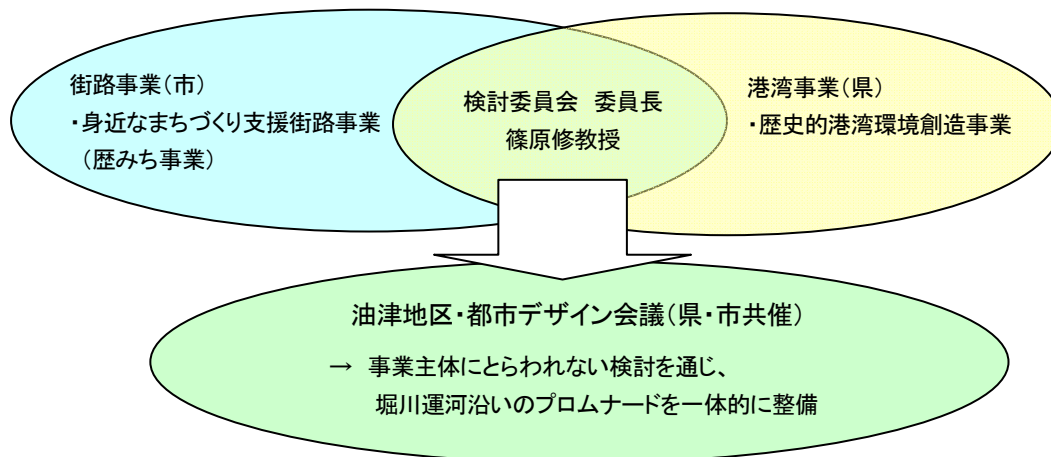
●港湾事業と街路事業の連携によるプロムナード空間の創出

油津地区(宮崎県日南市)

- 日南市油津地区は、宮崎県南部に位置し、旧飢肥藩期より山から伐り出された飢肥杉の集積地、また、マグロ等の遠洋漁業の水揚げ港としてかつて活況を呈した歴史と漁師文化あふれる港町である。
ここでは、街中心部に位置する江戸時代(1686年)に開削された堀川運河の石積み護岸の復元と歴史的地区における居住環境の整備を目的として、にぎわい再生のまちづくりが進められている。
- 宮崎県による堀川運河の整備と同時期に、日南市では、歴史的まちなみを活かしたまちづくりに向けた街路の整備を進めていた。この2つの事業は、共に、篠原修東京大学教授(当時)が検討委員会の委員長を務めていたことから、両者を統合した合同会議として、平成15年に「油津地区・都市デザイン会議」が県と市の共催により設立された。
- これ以降、事業主体にとらわれることなく、行政と専門家、市民が一体となった検討が進められ、堀川運河沿いのプロムナード整備において、港湾事業と街路事業の合併施工による一体的な歩行者のための空間が創出された。



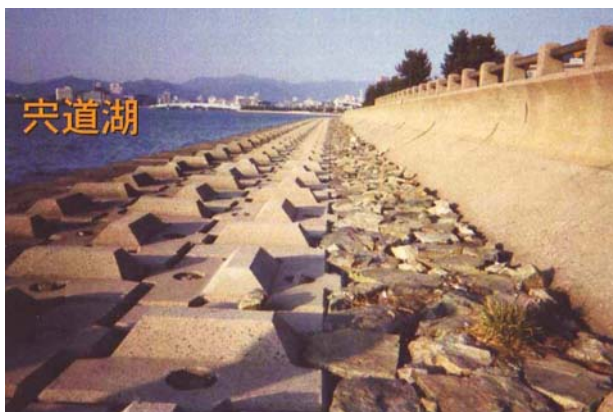
街路事業(市) ← → 港湾事業(県)



● 県立美術館を中心とした一体的な親水空間の創出

岸公園(島根県松江市)

- ・ 宍道湖畔の旧岸公園と白潟小学校の跡地に、県立美術館を誘致するとともに、護岸整備を行う事業である。
- ・ 1995年に出雲工事事務所が湖岸堤の改修に伴うプロポーザルコンペを行い、建設省の管理地と、松江市の公園部分、県立美術館の外構部分を一体として緩傾斜の土手として再生する案が受け入れられたことに端を発し、美術館を担当する県、隣接する公園を担当する市、護岸を担当する国による協議を重ねられた。
- ・ 公園や美術館敷地の一部が大雨時には水没することを許容し、河川技術者と都市デザイナー、建築設計者の協同、行政間の垣根を超えた協議によって、「かつての州浜を蘇らし、宍道湖を眺める緩やかな土手をつくる」ことが実現された。
- ・ 美術館の形状から湖面、至近にある嫁ヶ島、対岸の風景まで、シンプルなこの公園のデザインがそれらを一体の風景として連続させており、開放的で親しみやすい水辺空間が創出されている。



整備前の護岸

分断されていた湖水と陸上が、一体的な親水空間として整備されている。



整備後の親水型湖畔



法面勾配の変化と松の植樹

周囲の湖岸にみられる松林をモチーフに取り入れている。



松杭に沿って成長する砂州

かつて湖岸にひろがっていた砂浜復活させるため、松杭を設置し砂州の形成を図っている。

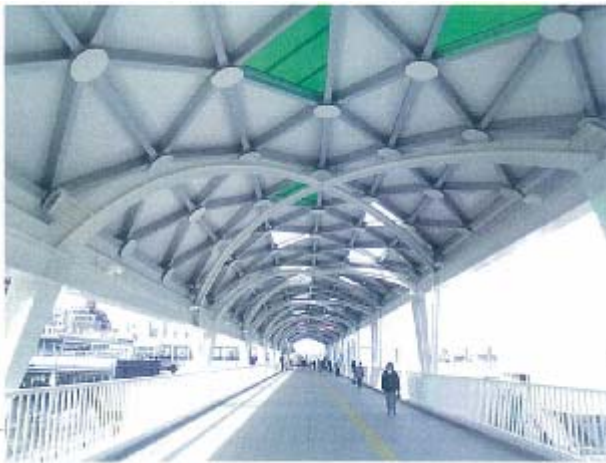
2-2-2. 公共事業と民間事業の協力・協調

(本文)

事業者は、事業対象地周辺の民間事業者と当該地域における景観形成の目標像を共有し、整備に取り組むことが望ましい。

解説

- ・ 都市景観は、公共施設の整備とともに、民間の建築物整備などにより総合的に構成される。そのため、公共事業間の調整はもとより、街路や公園等の公共空間とそれに面する私有空間との調和や整合についても調整を図る必要がある。
- ・ 公共と民間が協力・協調して景観形成を進める際、当該地域において、地区計画や景観計画・景観地区等の活用により、目標像を共有して取り組みを進めることが望ましい。また、デザイン協議会やマスターアーキテクトの設置、デザインガイドラインの策定なども考えられる。
- ・ 区画整理事業等においては、公共施設整備が先行し、建築物整備等の民間事業との間に時間的なズレを生じる場合が多いことから、地区全体の景観形成をコントロールするためには、長いスパンで景観をコントロールし、調整するための体制や仕組みを導入することが望ましい。



■JR 辻堂駅の北口デッキの内観



■JR 辻堂駅の北口交通広場・北口デッキ



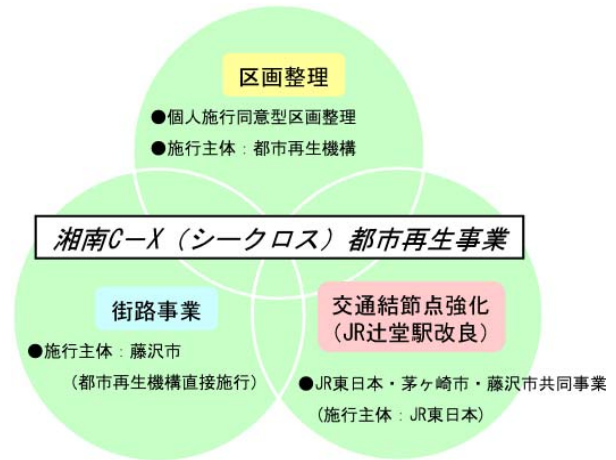
■産業関連機能ゾーン（E街区）の整備状況

湘南C-X都市再生プロジェクトにおけるまちづくり（次頁事例参照）

●まちづくりと創造的デザイン協議の仕組み

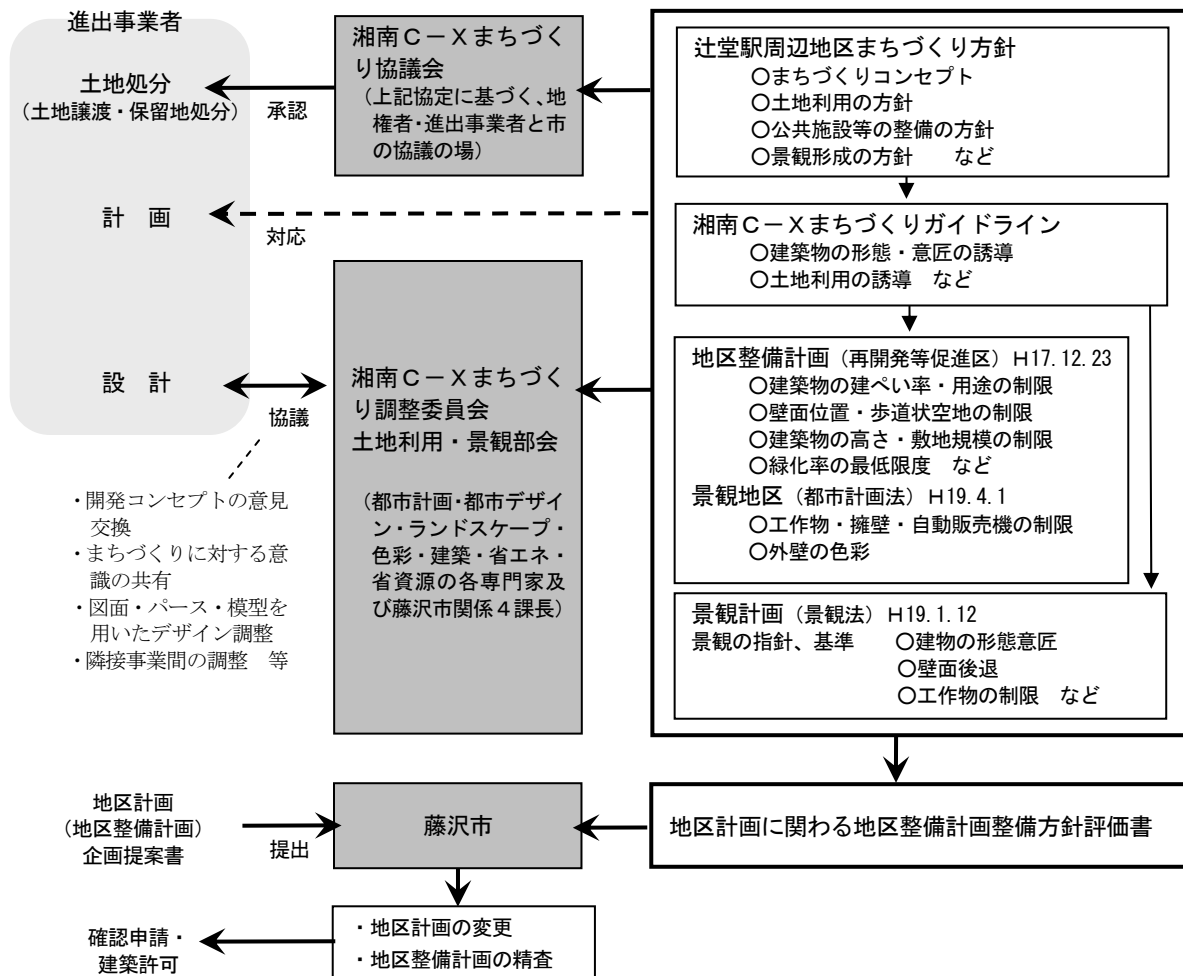
湘南C-X都市再生プロジェクト(神奈川県藤沢市)

- “湘南C-X(シークロス)都市再生プロジェクト”は、辻堂駅北口に面する大規模工場の全面撤退という事態を前に、行政と事業者、市民等が協働して取り組んだ新たなまちづくりプロジェクトである。
- 景観形成に向けては、「地区計画による地区整備計画(都市計画法)」、「景観地区における景観形成基準(景観法)」、「湘南C-X(シークロス)まちづくりガイドライン」の3つの手法による規制・誘導を行っている。
- 景観上重要な地区に、景観条例で事前協議を義務づけ、『湘南C-Xまちづくり調整委員会 土地利用・景観部会』が、進出事業者との間で図面や模型を用いた創造的なデザイン協議を行っている。



■湘南C-Xの土地利用・建築計画・景観誘導の仕組み

湘南シークロスまちづくり基本協定(藤沢市・都市再生機構・関東特殊製鋼)



2-2-3. 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画の活用の留意点

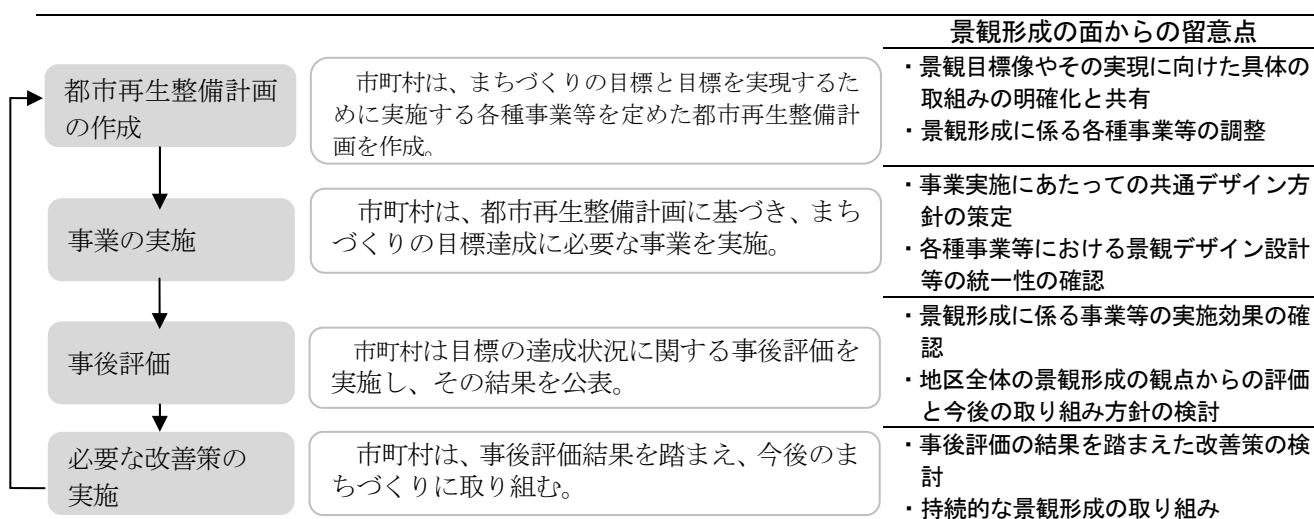
(本文)

地域の自然や歴史・文化を活かした街並みづくりなど、まちづくりにおいて良好な景観形成を図る上で、都市再生整備計画の仕組みを活用することも有効である。都市再生整備計画の活用にあたっては、計画に位置付けられた複数事業において、関係者間で景観形成の将来の目標像を共有し、相互連携を図って事業を進めることが望ましい。

解説

- ・ 都市再生特別措置法 46 条に基づき市町村が作成することができる都市再生整備計画は、地域の創意工夫によるまちづくりの計画として、地域の課題に応じたまちづくりの目標やその達成に必要な各種の取り組みを定めるものである。
- ・ この都市再生整備計画の作成プロセスは、地域のまちづくりにおける課題や目標とともに目標実現のために取り組む事業内容等の具体化・明確化を図るものであると同時に、各種の事業等を担当する行政内部の各部局間のもとより、行政と市民との間で地域のまちづくりの方向性や具体の取り組みに対する認識の共有化を図る過程ともなりうるものである。
- ・ このため、計画の作成段階において景観形成の面からも関係者連携のもと十分な検討を加え、景観形成の目標像やその実現に向けた具体の取り組み方針を明確化し、計画内容に反映させるなど、まち全体の良好な景観形成を図っていく上で、都市再生整備計画の仕組みをうまく活用することも有効である。地域の自然や歴史・文化を活かした良好な景観形成そのものを都市再生整備計画の目標とすることも考えられる。
- ・ なお、都市再生整備計画に基づく事業等については交付金による支援措置が設けられているが、交付金制度においては、事業等の実施効果について客観的な事後評価をしっかりと行い、その結果を今後のまちづくりに活かす PDCA サイクルの考え方が採り入れられている。この点も、まちづくりにおける景観形成の取り組みを持続的なものとしていく上で有効である。

表 2.1 都市再生整備計画の流れ



〈対象事業〉

都市再生整備計画に位置付けることができる事業の例

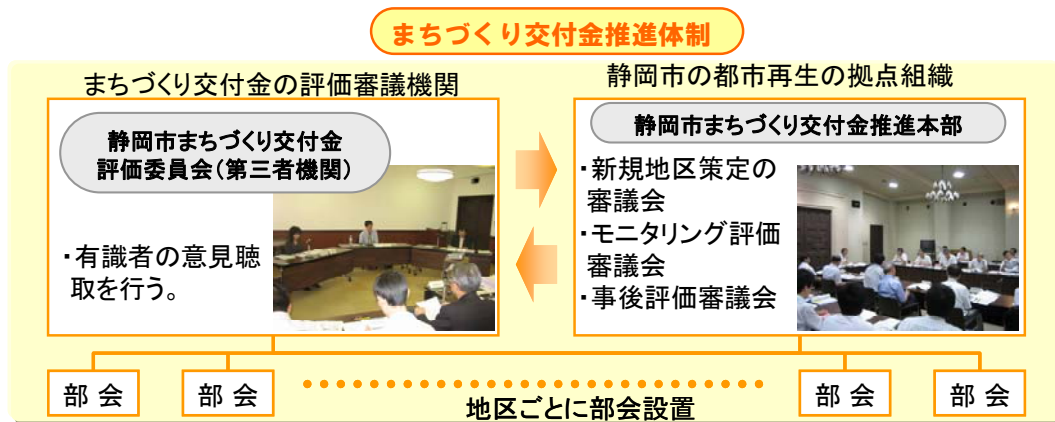
- ・ 道路、公園、下水道、河川、広場等の公共施設の整備事業、修景整備、地域交流センター等の施設建築物の整備事業、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面整備事業、公営住宅等の整備
- ・ 各種調査や社会実験等のソフト事業
- ・ 市町村の提案に基づく事業

●静岡市におけるまちづくり交付金の庁内検討体制

(静岡県静岡市)

■静岡市におけるまちづくり交付金推進体制

- ・ 静岡市では、目標追従型の積極的な事業運営を確立するため、まちづくり交付金を運営する組織の見直しを行い、都市再生整備計画の策定についての検討や事業進捗状況の管理、評価を行う庁内組織として、「静岡市まちづくり交付金推進本部」を設置した。
- ・ 本部の下に事業地区ごとに部会を設置し、計画の検討、調査、地元との調整等を行っている。
- ・ また、まちづくり交付金の評価審議機関として、学識経験者等で構成する第三者機関「静岡市まちづくり交付金評価委員会」を設置し、交付期間終了後の効果の持続や次のまちづくりへの展開を図るための事後評価を実施している。



■まちづくり交付金事業の実施例 「三保羽衣・折戸地区」(第4回まち交大賞プロセス賞を受賞)

- ・ 静岡市南東の三保半島に位置し、「名勝三保松原」を有する全国的にも有名な観光地であるとともに、東海大学をはじめとする教育施設や福祉・コミュニティ施設が集中している地区であるが、住工が混在し、幹線道路の整備等都市施設の整備が遅れている地域であった。
- ・ このため、土地区画整理事業をベースとして、道路ネットワークの整備や都市環境の改善を図り、豊富な観光・自然資源を有効活用し、併せて地域の生活環境や安全性の向上のために関連事業の整備を進めた。
- ・ 地元自治会や青年団等の代表者による「三保羽衣地区まちづくり協議会」が、事業実施に向けた地元意見のとりまとめや行政との協働の窓口となった。



羽衣参道整備事業におけるワークショップの状況と検討案



整備された羽衣参道の状況

2-3. 景観形成を進める上での留意事項

(本文)

事業における景観形成を進める上で、事業（担当）者、計画・設計・施工者が、留意すべき事項として、「時間変化への対応」、「地域個性の演出の考え方」、「チェックリストの活用」、「コストの考え方」、「合意形成のためのツールの活用」、「プロポーザル・設計競技等の活用」、「成果の確認と改善方策に係る仕組み」の7項目を以下に示す。

2-3-1. 時間変化への対応

(本文)

都市景観の形成は、まちの形成、成熟という時間の流れや、樹木の成長、あるいは素材の経年変化などによって、長い時間をかけて完成するという性格を持っている。そのため、時間の変化については、計画・設計段階から検討する姿勢を持つことが望ましい。

また、昼夜の変化や、季節の変化なども景観の大きな要素であり、事業者、設計者等の姿勢として、周辺土地利用の変化の動向なども見据え、景観変化の可能性に留意することが望ましい。

解説

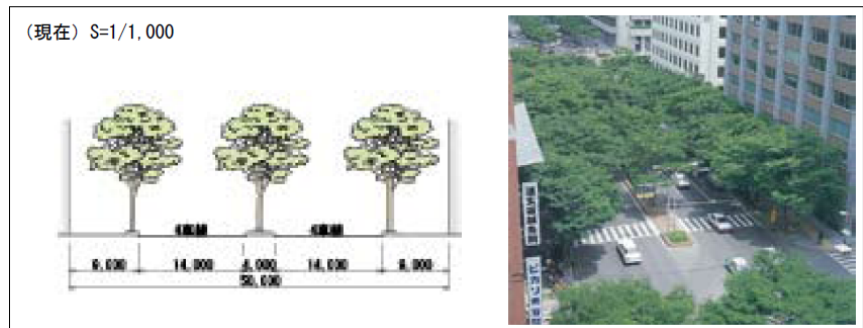
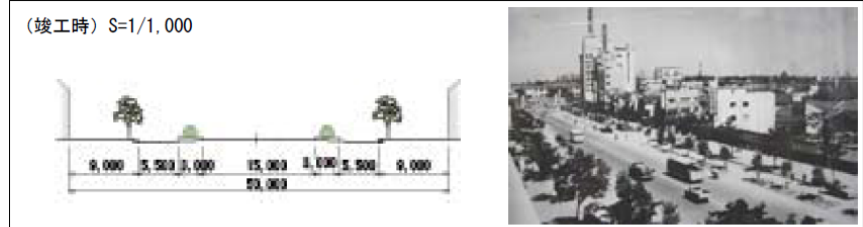
- ・ 良好な都市景観を形成する上では、中・長期的な時間変化に留意して計画・設計及び維持管理を行うことが望ましい。
 - － 樹木は、都市景観に彩りや潤いを与えるべく、街路樹や公園の植栽等に用いられるが、導入された若齢木は年月を経て成長し、成木となり、やがて衰弱し枯死していくというように、中・長期的な時間の経過に伴う樹勢の変化が不可避なものである。
 - － 新築された建築物や構造物は、当初こそ新鮮な外観を保っているが、長年にわたって風雨や大気汚染等にさらされることにより、その素材の表面が浸食されたり色彩がくすんだりするといった不可逆的な経年変化を生じる場合が多い。
 - － 都市における土地利用は、都市計画法等の法令に基づいてコントロールされるものであるが、中・長期的には社会・経済情勢の変化に応じて一定の範囲内で変化することが想定される。
- ・ 中・長期的な時間変化に加え、季節変化や日変化についても併せて留意することが望ましい。
 - － 春夏秋冬という1年の季節変化に伴い、新緑、緑陰、紅葉、落葉、降雪、積雪等は都市景観に変化をもたらす要因となっている。
 - － 朝、昼間、夕方、夜間という1日の時間変化に伴い、人々の活動の変化とも相まって、都市景観は様々な様相を呈する。また、夜間においては、人工光によって彩られる夜景の演出も行われる。

●中長期的な時間の経過に伴う樹木の成長と景観の変化

定禅寺通り・青葉通り(宮城県仙台市)

- 定禅寺通り・青葉通りは、「杜の都」のイメージを構成している仙台市のシンボルである。これらの通りは戦災復興事業により整備された街路であり、定禅寺通りは昭和 33 年に竣工、青葉通りは昭和 25 年から 41 年にかけて整備された。当時植栽されたケヤキは 50 年の年月を経て、現在では十分な樹高、樹冠が備わった緑のトンネルとなり、様々なイベントの場として活用されている。

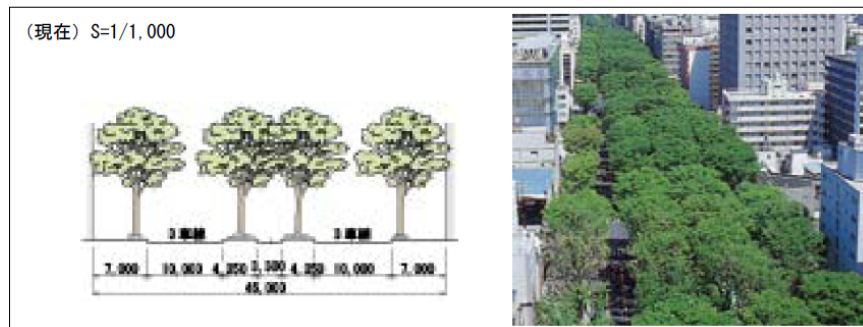
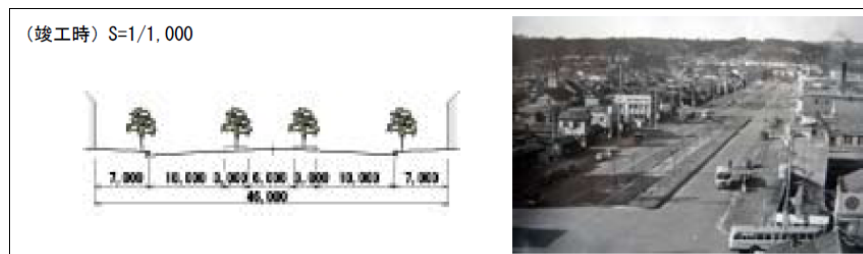
- 青葉通りのケヤキ並木は、当初は両側の歩道のみの植栽であったが、その後、幅員構成の見直しに伴う改良により、中央分離帯にもケヤキが植えられ、現在の 3 列の並木が実現している。



青葉通りのケヤキ並木

- 定禅寺通りは、青葉城の鬼門に当たる定禅寺へ向かう参道として、古くから整備されてきた直線街路である。

- 戦災復興事業においては、藩政時代から続いた幅員 12m の道路を幅員 46m の道路の中央に緑地帯として残し、両側の歩道の植栽帯とあわせて 4 列にケヤキ植栽を行っている。



定禅寺通りのケヤキ並木

写真出典: 景観デザイン規範事例集【街路編】

● 景観の日変化への対応

島根県立美術館・岸公園(島根県松江市)

- ・ 島根県立美術館と一体的に整備された岸公園は、宍道湖東岸という立地から、宍道湖に沈む夕日の鑑賞スポットとなっている。
- ・ 親水性の向上を図るため、美術館、公園の敷地と宍道湖の湖面との間になだらかな傾斜の芝生斜面を整備しているが、これは、宍道湖ならびにそこに沈む夕日を眺める際の視線の確保にもつながっている。
- ・ 美術館のロビーは無料開放されており、夕日鑑賞への配慮として、開館時間も3月から9月は、日没時刻の30分後まで延長している。



島根県立美術館と宍道湖（日中）



島根県立美術館と宍道湖に沈む夕日



夕日鑑賞スポットとして無料開放されている美術館ロビー



日没後は美術館が夜景を演出

2-3-2. 地域個性の演出の考え方

(本文)

良好な都市景観は、地域固有の特性と密接に関連するものであり、必要に応じて個性の演出を図ることが望ましい。

個性の演出にあたっては、当該地域の既存の個性を保全・活用することのほか、新たな個性を創出することも考えられる。

新たな個性を創出するには、当該地域における保全又は活用すべき個性を十分に把握するとともに、住民の意見把握や専門家等との協議などを踏まえ、慎重に検討することが望ましい。

解 説

- ・ 都市整備事業においては、歴史、文化、風土などの地域特性に根ざし、自然や暮らしと調和した、地域の個性を活かした景観形成に取り組んでいくことが望ましい。
- ・ 地域個性の保全・活用方策としては、地域固有の町割・地割等の街の成立ちや履歴の尊重、固有の建築様式の採用、地場の材料・職人・産業の活用などが考えられる。また、既存の景観資源をより一層引き立たせるような施設の整備を行う方法が考えられる。なお、地域の個性を的確に把握するには、その地域の人々だけではなく、そこを訪れる人々や専門家など外部の評価も踏まえることが望ましい。
- ・ 地域個性を明確には見出せない地域などにおいては、新たな個性を創出し、施設整備等で展開していく方法や、地域のランドマークなどの景観上アクセントとなるような施設の整備を行う方法が考えられる。こうした場合には、高度な判断と経験が必要であることから、地域特性を十分に把握するとともに、住民の意見把握や専門家等との協議など、検討のプロセスや体制にも十分配慮し、慎重に検討することが望ましい。
- ・ 地域個性を演出しようとする場合、演出する地域個性が地域に根ざしたものであるか新たに創出するものであるかに関わらず、個別の要素により単独で個性を表現するのではなく、その場の全体像を対象とした個性の演出を検討することが望ましい。

●煉瓦と地場産業である鋳物の活用による地域個性の表現

桑名 住吉入江地区(三重県桑名市)

■背景

- ・ 桑名市の揖斐川河口部付近において、歴史的な掘割を再生させ、周辺の歩道を整備したプロジェクト。
- ・ 当初は防波堤の関連工事としての河川事業として取組まれ、綱矢板と化粧型枠を用いたコンクリート護岸が計画された。
- ・ 隣接地で推進中の「歴史的地区環境整備街路事業」の中で、都市計画家及び学識者の意見から住吉入江の景観の重要性がクローズアップされ、これを受けた桑名市が、この住吉入江を「歴みち事業」の中に位置づけし直し、デザイン検討が行われた。



コンクリート護岸を煉瓦で修景

■地域特性

- ・ 住吉入江は元来、桑名城の外堀という由緒ある場所であった。
- ・ 隣接する文化財「諸戸家住宅」の邸内には、明治期に造られた煉瓦造の倉庫や塀が残っている。
- ・ 桑名は伝統的に「鋳物の街」であり、鍋や釜などの家庭用品が生産されている。



諸戸邸の煉瓦倉庫と煉瓦造の導水路

■地域特性を踏まえた個性の演出

- ・ 背景となる諸戸邸との景観的調和、快適なプロムナードとしてのウォーターフロント・デザイン、それらを同時に満足させる地域性豊かな素材として、「煉瓦」と「鋳物」が採用された。

①煉瓦

諸戸邸に残る煉瓦造りの構造物と調和するテクスチュアを追及し、地域の土を使った特注品のレンガを使用している。

②鋳物

護岸の手すりや照明柱、係船金物などについては、地場産業の鋳物を用いて製作した。



煉瓦を貼った護岸のディテール



地場の鋳物を用いた係船金具と手すり

●自然条件を個性としたデザインの実現

帯広駅周辺地区 南公園(北海道帯広市)

- 「個性的」な演出とのねらいから、その地域に固有の特性や歴史に由来する「形」や「姿」などを表すことに成功している例は多くはない。帯広駅周辺地区では地域の個性をその自然条件にあると捉え、地域個性を演出している。

■リスが遊びに来る駅前広場

- 「帯広の森」から駅前までエゾリス等の野生動物が遊びにくるような景観づくりを意図し、駅隣接の南公園の植樹並びに同公園に森方向から至る公園大通りの街路樹等にエゾリスの食餌植物であるアカガシワを選定した。



エゾリスの食餌植物アカガシワを用いた街路樹景観

■水の三態を見せる噴水

- 厳しい冬は十勝の平野部にも時にダイヤモンドダストを発生させる。帯広駅に隣接する南公園の噴水装置には、「水・霧・氷」の三態を見せることを意図し、通常の噴水に加え一定の間隔で吹き出す霧状の噴水を整備した。
- 霧と水の噴水は夏に子供達が水遊びをする絶好のスポットとなっている。



十勝の夏に清涼を生む霧状の噴水

●地域個性として考慮すべきまちの成り立ち・固有の建築様式・地場の建築材料

■まちの成り立ち

- 歴史的な成因を持つ市街地としては、港町、城下町、門前町、宿場町、市場町などがあげられ、各々独自の町割や地割を有している。城下町において侍屋敷の集まる一画や、港町、市場町において蔵が建ち並ぶ一画など、地域を特徴付ける街並みが成立している場合も多い。現代における企業城下町も、近代産業の成立を反映した市街地形成の一形態と考えられる。



山居倉庫群(山形県酒田市)



大内宿(福島県下郷町)



旧海軍赤煉瓦倉庫群(京都府舞鶴市)



武家屋敷(鹿児島県知覧町)

■地域に固有の建築様式

- 地域に固有の建築様式としては、曲屋(岩手県)、本棟造(長野県)、合掌造(岐阜県)、京町屋(京都府)等の例がある。



南部曲屋(岩手県遠野市)



合掌造(岐阜県白川村)

■地場の建築材料

- 地場の建築材料としては、京都の白川砂、富士の黒ぼて石、宇都宮の大谷石、盛岡の南部鉄、岡山・茨城のみかげ石等の例がある。また、地場の産業が地域個性となっている例としては、焼き物の町(常滑、瀬戸、多治見等)、漆器の町(輪島、黒江、木曾平沢等)等がある。



京町屋(京都府京都市)



土管坂(愛知県常滑市)

2-3-3. チェックリストの活用

(本文)

良好な都市景観を形成していく上では、事業の構想・計画段階から維持管理段階に至る各段階において、景観形成に対する適切な配慮がなされていることを確認することが望ましい。そのためには、地方公共団体独自の景観形成ガイドライン等に基づいて、景観形成への配慮事項をとりまとめたチェックリストを作成し、各段階において、事業担当部局もしくは景観担当部局が適切に確認することが有効である。

さらに、こうしたチェックリストを有効に活用するためには、運用体制をはじめとして、実効性のある運用の仕組みを構築することが望ましい。

解 説

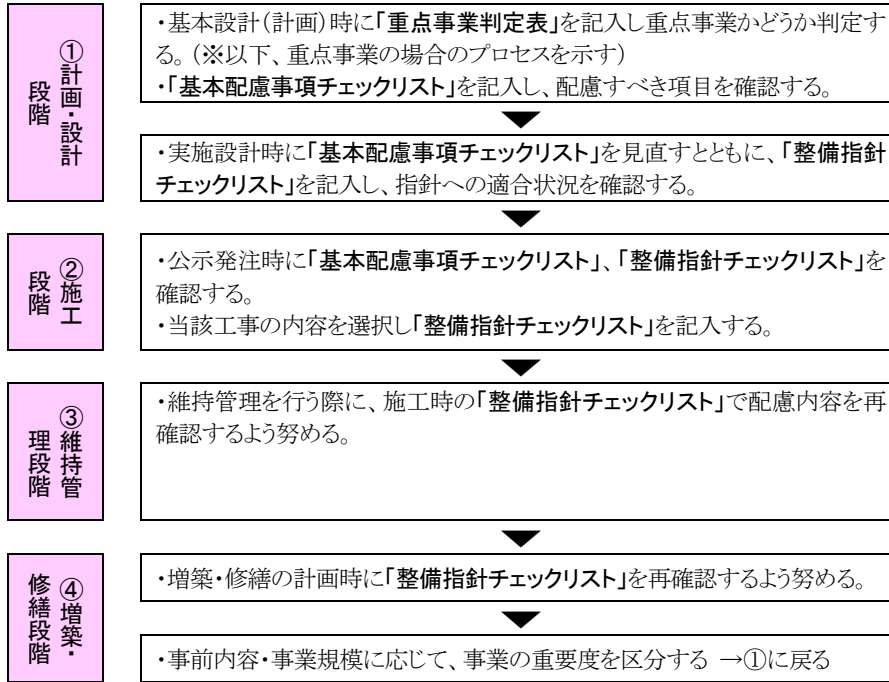
- ・ 良好な都市景観を形成する際に、最低限配慮すべき事項を整理したものがチェックリストである。地方公共団体が独自に策定している景観形成ガイドライン等に基づき、事業の各段階において配慮すべき事項を予めチェックリストとしてとりまとめ、事業の進捗にあわせて、チェックリストに基づき実施状況を確認することが望ましい。ただし、景観デザインは図面や模型を通じて確認する性格のものであり、文書としてのチェックリストの確認だけでは不十分である。そのため、チェックリストによる確認と、図面や模型による確認を連動して行うプロセスを整えたり、デザインに関する技術的能力を有する専門家等が確認作業に加わる体制を整えたりするなど、実効性のある運用の仕組みを構築することが望ましい。
- ・ チェックリストをより有効に機能させるためには、単に担当者が進捗状況を確認するだけでなく、設計から施工、施工から管理への情報の引き継ぎや、事業担当部局内や景観担当部局との間での情報共有に資するよう、チェックリストを効果的に活用するシステムを構築することが望ましい。

●『石川県公共事業景観形成ガイドライン』基本配慮事項チェックリスト等

(石川県)

- 石川県「公共事業景観形成ガイドライン」(平成 21 年 3 月)のチェックリストには、「重点事業判定表」、「基本配慮事項チェックリスト」、「整備指針チェックリスト」の 3 つがある。

■チェックリスト運用の流れ



県以外の施行者(国、市町等)の場合の運用は任意としている。

出典：『石川県公共事業景観形成ガイドライン』

■チェックリスト

石川県公共事業景観形成指針 重点事業判定表

平成 年 月 日作成

所 属	担当者名
事業名称	
事業年度	平成 年 ~ 平成 年
事業概要	
事業場所	
事業種別	<input type="checkbox"/> 改築系事業 <input type="checkbox"/> 補修系事業 <input type="checkbox"/> 維持管理、災害復旧事業 <small>※補修系事業：石川県公共事業景観形成ガイドライン p85, 86 参照</small>
① 地区指定	<input type="checkbox"/> 景観形成重要エリア <input type="checkbox"/> 特別エリア <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 地区計画区域 <input type="checkbox"/> 自然公園(国立公園, 国定公園, 県立自然公園) <input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 市町の景観条例等により定められた指定地区 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 無し
② 事業規模	全体事業費 千円 } <input type="checkbox"/> 大規模事業に該当する 事業規模 } <input type="checkbox"/> 大規模事業に該当しない その他の特記事項
	<input type="checkbox"/> 重点事業(①か②に該当する場合) <input type="checkbox"/> チェックリスト作成対象外

基本配慮事項チェックリスト

共通の基本配慮事項	配慮内容
<input type="checkbox"/> ①自然環境を活かし、調和を図る	
<input type="checkbox"/> ②歴史や生活文化の蓄積を活用する	
<input type="checkbox"/> ③視点場からの見え方に配慮する	
<input type="checkbox"/> ④地域における公共施設の機能や役割を考慮する	
<input type="checkbox"/> ⑤色彩や形態を考慮する <small>※色調は、いしかわ景観総合計画における数値基準を参考にする</small>	
<input type="checkbox"/> ⑥ヒューマンスケールを取り入れる	
<input type="checkbox"/> ⑦事業者間の調整を図る	
<input type="checkbox"/> ⑧維持管理面を考慮する	
<input type="checkbox"/> ⑨工事中の景観に配慮する	

石川県公共事業景観形成指針 整備指針チェックリスト

平成 年 月 日作成

所 属	担当者名
工事名	
工事箇所	
工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
工事に含む要素	<input type="checkbox"/> ①法面 <input type="checkbox"/> ②擁壁 <input type="checkbox"/> ③護岸 <input type="checkbox"/> ④防護柵 <input type="checkbox"/> ⑤舗装 <input type="checkbox"/> ⑥標識及び公共広告物 <input type="checkbox"/> ⑦無電柱化 <input type="checkbox"/> ⑧照明施設 <input type="checkbox"/> ⑨緑化
施設の種別	<input type="checkbox"/> ①道路 <input type="checkbox"/> ②橋梁 <input type="checkbox"/> ③河川・水路 <input type="checkbox"/> ④ダム <input type="checkbox"/> ⑤砂防・治山 <input type="checkbox"/> ⑥港湾・漁港 <input type="checkbox"/> ⑦空港 <input type="checkbox"/> ⑧海岸 <input type="checkbox"/> ⑨公園・緑地 <input type="checkbox"/> ⑩公共建築物 <input type="checkbox"/> ⑪農地整備 <input type="checkbox"/> ⑫森林整備 <input type="checkbox"/> ⑬上下水道 <input type="checkbox"/> ⑭自然公園 <input type="checkbox"/> ⑮面的整備事業
工事中の景観配慮内容	

■共通要素の整備指針

①法面	指針 現状の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。また、法面の覆工については、緑化による修景など周辺景観との調和に努める。 配慮事項 <input type="checkbox"/> 法面の勾配はできる限り緩やかにとるなど、原地形になじませるよう努める。 <input type="checkbox"/> 在来種等による増生を施すなど、周辺状況になじませるよう努める。
②擁壁	指針 自然素材の利用等、意匠、色彩及び素材について工夫を行い、周辺景観との調和に努める。 配慮事項 <input type="checkbox"/> 植栽や擁壁の表面処理等により、圧迫感及び違和感を軽減に努める。 <input type="checkbox"/> 自然石・地産産材、植栽の併用等、周辺環境と調和した形態及び素材に配慮する。
③護岸	指針 生物の生息・繁殖環境と多様な景観の保全・創出に配慮した適切な工法の採用に努める。 配慮事項 <input type="checkbox"/> 生物の生息に配慮した構造とするなど、生態系の保護に努める。 <input type="checkbox"/> 自然とのふれあいができるような親水空間の創出に努める。 <input type="checkbox"/> 自然素材や環境保全型ブロックの活用、景観に配慮した人工的な表面処理等により、周辺景観に調和した意匠・形態になるよう努める。 <input type="checkbox"/> 埋立護岸については、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう配慮する。
④防護柵	指針 防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。 配慮事項 <input type="checkbox"/> 意匠はできる限りシンプルなものとする。 <input type="checkbox"/> 歩道用の転落防止柵は縦線を基本とする。 <input type="checkbox"/> 色彩はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレー、オフホワイトを基本とする。 <input type="checkbox"/> 材質は鋼製を基本とする。 <input type="checkbox"/> 近接して設置される他の施設との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 中心市街地や観光地周辺では、人との親和性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 視線誘導が必要な箇所では、景観を阻害しないよう配慮して、反射シート等の設置を行う。

2-3-4. コストの考え方

(本文)

事業における景観整備にはコストがかかるというイメージがあるが、シンプルな手法や地域の特性に応じた最適な事業手法や構造形式を用いることにより、コストを抑えて適切な整備を図ることは可能である。一方、単なるグレードアップや安直な化粧的な手法の採用によるコストの増加は避けなければならない。

事業における景観整備においては、単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト縮減のみを優先し景観整備を省くのではなく、事業の景観形成方針を踏まえた適切なコスト管理を行い、必要なものに対して適切なコストをかけることが本質的に重要である。

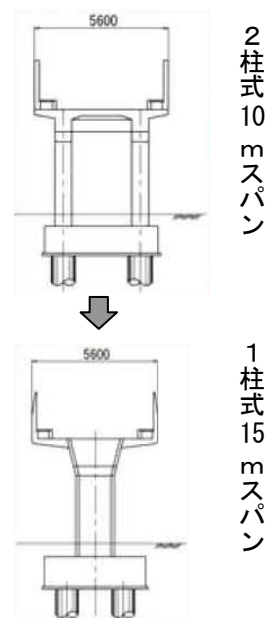
解説

- ・ 地域の特性に応じた最適な事業手法や構造形式を用いたり、事業内で景観整備にかかるコストにメリハリをつけたりすることで、事業全体としてコストダウンを図ることが可能であり、こうした取組みが景観整備の主流になりつつある。
- ・ コストダウンと両立する景観整備の方向性としては、装飾的な意匠を廃してシンプルな構造の中に機能美を持たせるような設計を行ったり、地場の素材等の活用により地域個性の演出とともに調達コストの削減を図ったりすることなどが考えられる。
- ・ 事業を進める中で、設計デザインの変更が必要となった場合には、安易な変更がコストアップにつながる例もあることから、変更がもたらすコスト面への影響についても十分検討する必要がある。

●設計標準の見直しによるコストダウンの実現

日向市駅周辺地区(宮崎県日向市)

- 日向市連続立体交差事業においては、デザイン検討の結果、単線区間約 1.67km の高架構造物を標準設計タイプ(二柱式 10mスパン)から、よりシンプルで圧迫感の少ない一柱タイプ 15mスパンへ変更し、結果として通常よりも約2割のコストダウンを図っている。



一柱タイプ 15mスパンで整備した高架構造物

●輸送費削減による徹底したコスト管理

鶴岡西部地区(山形県鶴岡市)

- 鶴岡西部地区では、個性の演出として、地元出身の抽象彫刻家の手によるパーツを街中に展開している。
- ベンチの御影石とアプローチの舗石を同じ石切場で制作し、コンテナに同梱するなどにより、輸送コストを大幅に削減した。



御影石によるベンチ



近隣公園のアプローチ

2-3-5. 合意形成のためのツールの活用

(本文)

景観検討における合意形成には、住民等や関係者が共通の景観形成のイメージを持ち、客観的に景観の評価を行うことができる方法を採用することが望ましい。

そのためには、視覚的手法（ヴィジュアル・シミュレーション）による形の確認が有効である。具体的には、模型、スケッチパース、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックス等の方法があるが、内容に合わせ適切な媒体と精度を選択する必要がある。

解説

- ・ 合意形成のための視覚的手法は、再現性や精度、操作性、必要なコストなどの各手法の特徴や、当該事業における景観検討の進捗等を十分考慮して採用することが望ましい。また、事業段階により、合意形成の目的に応じて適切な内容（空間の大きさや位置関係、質感等）を表現できる手法を採用することが望ましい。
- ・ 合意形成のためのツールの活用場面としては、主に次のようなものがある。
 - ① 事業の全体像を確認、把握する。
 - ② 複数の事業者や設計者間の細部調整や協議のために相互関係を確認する。
 - ③ 地域住民等に対して分かりやすく完成イメージを伝える。
- ・ 各種手法のメリット・デメリットを以下に整理した。

表 2.2 視覚的手法のメリット・デメリット

視覚的手法の種類	メリット	デメリット
スケッチパース (対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法)	・任意の視点・画角で描画可能 ・表現の意図的な簡略化や強調が可能	・表現方法や技量により表現の質が左右される
フォトモンタージュ (写真の上に完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法)	・写実性、再現性が高い	・写真撮影が可能な視点に限られる
コンピュータグラフィックス(CG)* (空間や構造物等の形状をコンピュータ上でモデル化し3次元的に表現する方法)	・視点・画角を任意に設定可能 ・操作性に優れ、複数案の比較検討や複数の視点からの検討が容易	・取り扱う情報量の大きさ(構築する施設や空間の複雑さ、質感表現のグレード等)に比例して時間、費用両面からコスト高となる
ヴァーチャルリアリティ(VR)* (CG データを基に動画として発展させたもの)	・CGと同様 ・加えて、連続的な視点の移動が可能であり、視点の移動に伴う継起的景観の再現が可能	・CGと同様
模型 (縮尺を変えた3次元模型によって空間を再現する方法)	・地形に対する施設・構造物の収まり、構造物相互の形の収まり、構造物自体の形状等を体感的に認識・理解が可能	・作成に手間と時間がかかる ・大がかりな物では、移動や展示に大きな労力を伴う

出典：「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」

* コンピュータグラフィックスやヴァーチャルリアリティは、近年の技術開発により導入が容易になっているが、空間の大きさや位置関係の把握、質感表現などの観点では必ずしも適切なツールではないことに注意が必要である。

●スケッチパースによるデザイン検討例

徳山駅周辺地区(山口県周南市)

- ・ 学識者や地元商工会議所等をメンバーとしたデザイン会議において、徳山駅周辺整備事業の基本計画を検討する際の資料として、スケッチパースを用いた。
- ・ パブリックコメントを実施する際の資料にも、完成イメージの理解を助ける視覚的資料として使用した。



徳山駅周辺地区の作図例とデザイン会議の様子

●フォトモンタージュによるデザイン検討例

都市計画道路浦上川線整備事業(長崎県)

- ・ 街路事業において、2層式の橋梁で平面図等だけでは完成形が分かりにくかったため、景観情報技術を用いて、完成予想図を制作し、行政内部や地元住民等への説明に使用した。
- ・ CG系ソフトウェアにより制作した道路構造物の画像を写真と合成(フォトモンタージュ)することで、完成時の状態をより分かりやすく表現している。



都市計画道路浦上川線整備事業の作図例

●コンピュータグラフィックス(CG)によるデザイン検討例

動物公園駅駅前広場(仙台市)

- 動物公園駅交通結節施設の基本設計において、駅前広場、自動車駐車場、自転車駐車場、その他周辺施設の設計検討や市民の合意形成に、景観情報技術を活用している。

- 以下の理由からコンピュータグラフィックスを用い、複雑な施設配置・動線を市民に分かり易く説明している。

○計画地周辺は赤松の二次林が分布する

良好な景観を有する地区であり、周辺環境と調和したデザインを検討し、市民に対して説明する必要があった。

○計画地周辺は土地の起伏が大きく、施設の

位置関係・動線が複雑となるため、立体的な施設配置・動線を分かりやすく説明する手法が必要であった。



動物公園駅駅前広場等基本設計の作図例

●ヴァーチャルリアリティ(VR)によるデザイン検討例

シンボルロードのデザイン検討(青森県青森市)

- 土地区画整理事業の駅前広場、シンボルロードのレイアウト案、修景施設案の景観比較の検討において活用を行ったもの。

- 庁内関係部局、区画整理審議会からの意見の集約等に活用。

- VR系ソフトウェアを用いた利点は以下のとおり。

○土地区画整理事業用のツールがあり、家屋や道路・公園附属物の移動検証が自由に行える

○マウスの操作でアイコンをクリックして

視点場を変えたり、附属物の移動、切り替え等の操作が簡単にできるため、専任の作業者を必要としない

○照明器具や光源のデータが豊富にあり、照明に関するスタッフのノウハウも

充実しているため、照度計算などが可能であり、照明計画等夜間の景観に関する検討ができる



青森市シンボルロードの作図例

●模型を用いた完成イメージの共有

日向駅周辺地区(宮崎県日向市)

- 日向市駅周辺地区においては、連続立体交差事業の鉄道高架化に伴う新駅舎の完成イメージを市民及び関係者へ伝え合意形成を図るとともに、駅舎構造設計の技術的な検討のための材料とするために、スタディモデルを作成した。施工段階では、部分的なモックアップ製作により詳細な技術的検討を行う等、事業の段階や検討の目的に応じて模型を使い分けて提示した。

■設計段階のイメージ模型

- 設計段階における技術的検討も踏まえた上で、市民へ公開された新駅舎の模型。



設計段階におけるイメージ模型

■施工段階における駅舎モックアップ模型（工事現場）

- 工事着手前に現場で製作された 1/3 スケールの駅舎大屋根部分のモックアップ。施工にあたり、設計者と施工者のディテール協議に使用された他、工事見学会の際には、市民や視察者への現場説明用に用いられた。



施工段階における
1/3 スケールモックアップ

2-3-6. プロポーザル・設計競技等の活用

(本文)

良好な都市景観の形成を図る事業の計画・設計においては、高度な技術力や判断力が必要であることから、これらに対応できる能力を持つ設計者を採用することが重要である。当該地域や事業対象地に相応しい設計を実現することが出来る創造力、技術力、経験などを持つ企業や設計者を選ぶため、適切な方法により設計者の選定を行う必要がある。具体的な選定方法として、設計者を選定するプロポーザル方式、最も優れた設計案を選ぶ設計競技方式等が考えられる。

解説

- ・ 標準設計は、地域の差異を超えた共通性の上に成立しているため、地域の特性を踏まえた良好な景観形成には対応できないケースが多い。地域景観を形成する上で重要な公共事業など、当該事業の計画・設計等の業務において地域の特性を強く踏まえた検討が必要である場合には、景観形成に高い技術力を有する企業や技術者、設計者を活用するために、プロポーザル方式や設計競技方式を導入することが望ましい。
- ・ プロポーザル方式や設計競技方式等の選定方式の円滑な導入に向けて、実施する公共事業のうち、地域景観を形成する上で重要な事業を予め抽出し、それらの事業に対しては、プロポーザル方式や設計競技方式等の導入を事前に決めておくことも考えられる。
- ・ プロポーザル方式とは、設計業務を委託する際に、技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを含めた提案書の提出を求め、公正な評価のもと最も適した設計者を選ぶ方式をいう。時代が要請する公正性、透明性、客観性をもつ設計者選定が可能な点、選定に際して費用・労力・時間の負担がかからない点などがメリットとしてあげられる。
- ・ 設計競技（コンペ）とは、設計業務を委託する際に、複数の設計者に設計案の提出を求め、最も優れた設計案を選ぶ方式をいう。公平性を保ちやすい点、能力のある新人にチャンスを与えられる点、優れた設計者に依頼することができる点などのメリットがあるが、コンペの開催により費用が増大する側面もある。

●市民、参加者に広く門戸を開けた実施事業のコンペ

新潟駅 駅舎・駅前広場計画提案競技(新潟市)

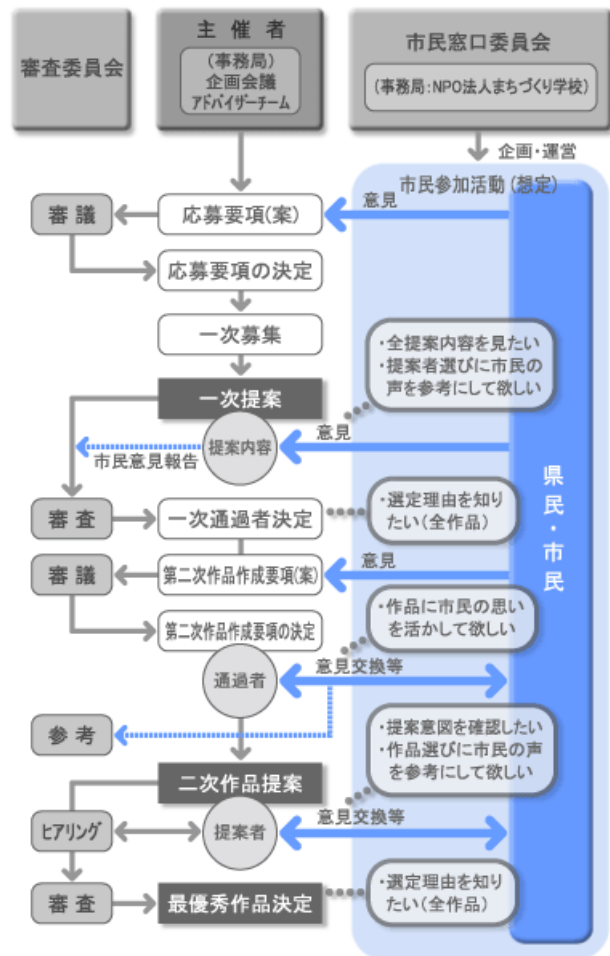
- 県民・市民に親しまれ後世に誇れる「新潟駅 駅舎・駅前広場」の整備を図るため、広く専門家に呼びかけ優れた提案を受けるとともに、県民・市民の思いが活かされた計画案を選定することを目的に、市民参加を取り入れた公開による計画提案競技を行った。
- 新潟駅 駅舎・駅前広場計画提案協議の基本方針

- 1 広く専門家から駅舎及び駅前広場の計画提案を募り、県民・市民の思いを踏まえた基本計画素案を選定します。
- 2 競技過程は原則公開で行います。
- 3 選定されたものは、次のように活用します。
 - (1) 都市計画案(駅前広場の区域、歩行者施設等)作成にあたり基本となる計画とします。
 - (2) 駅舎については、建設時の基本的な目標とします。

- 応募、審査は二段階で実施。
一次募集では、国内外から 125 の応募があった。
- 一次審査では 5 作品が通過した。参加全作品は、約1ヶ月間駅やギャラリーで市民に公開された。
- 二次審査についても、市民に公開する形で5チームのプレゼンテーションを行い、その後審査委員会による審査を観客公開のもと行い、最優秀作品が選定された。



最優秀作品のイメージ



計画提案協議の実施フロー

出典:新潟市新潟駅周辺整備事務所 Web サイト
<http://www.city.niigata.jp/info/ekisyu/compe/index.html>

2-3-7. 成果の確認と改善方策に係る仕組み

(本文)

都市整備の実施及び関連する民間等による景観形成の取組みにおいては、成果として現れた空間や景観が、事業の景観形成方針に整合するものかどうかを確認し、必要に応じて改善することが望ましい。そのためには、P D C Aサイクルのような概念に基づく評価のためのシステムを整備し、成果を確認するための指標や、十分な成果が得られていない場合の改善の方策等を検討することが望ましい。

解説

- 都市整備事業においては、計画を立て (Plan)、実行し (Do)、それを評価し (Check)、必要な改善を加える (Act) といった、P D C Aサイクルに基づき事業を展開していくことが望ましい。特に、従来のいわば造りっぱなしを改め、これまで必ずしも十分に行われてこなかった、事後評価 (Check) と評価に基づく改善 (Act) を行う必要がある。
- 都市整備事業における景観形成のP D C Aサイクルは、構想・計画段階における景観形成の目標像や方針等の検討 (P) からスタートし、設計・施工・管理の各段階において、目標像や方針等に基づき実行 (D)、評価 (C)、改善 (A) のステップを踏み、次の段階の計画 (P) につなげることで、スパイラルアップ的に目標像を実現していくサイクルであると考えられる。

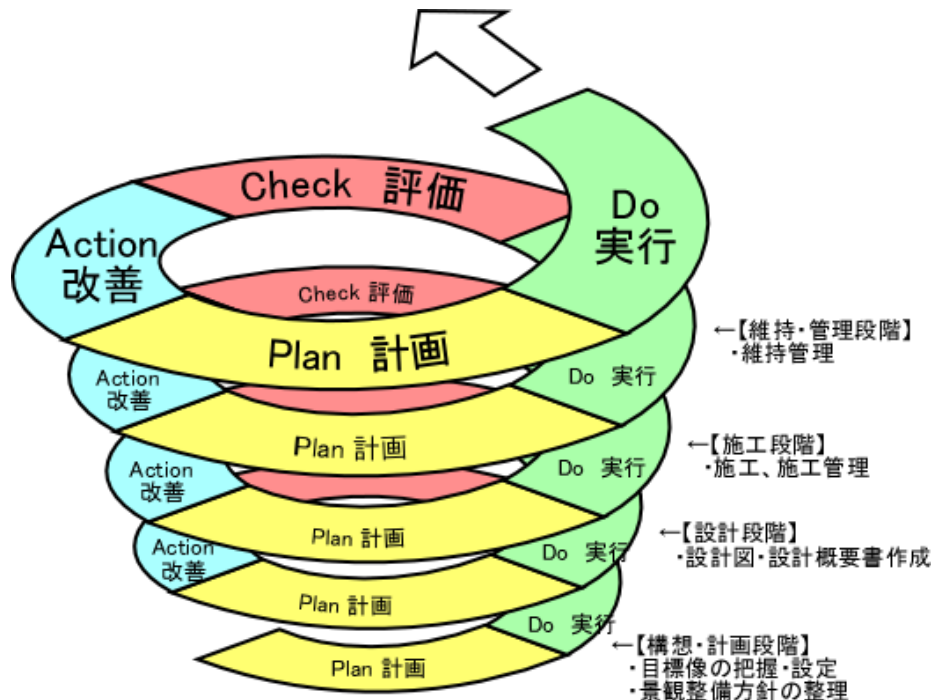


図 2.2 景観形成におけるP D C Aサイクル

●まちづくり交付金事業における事後評価の取組み

成田駅周辺地区(千葉県成田市)

- 成田市では、成田駅から成田山新勝寺に向かう表参道の景観を整備するため、都市再生整備計画を作成し、まちづくり交付金を活用した事業を実施した。

■1期計画：H18～H20【Plan→Do】

大目標：国際都市成田の表玄関の創出

目標1：成田山新勝寺に至る表参道の景観を整備し、国際観光都市としての街並み環境を整える。

目標2：JR及び京成成田駅周辺の景観と歩行者の利便性の向上を図り、快適な駅前空間の創出を図る。

- 参道の無電柱化や街路の修景などの基盤整備を行うとともに、商店街と協力し、伝統的建築物の修景補助や商店のファサード整備補助などを実施した。また、まちづくり活動団体に活動費の補助を実施するなど、官民連携した街並み景観の改善に取り組んだ。



実施前



実施後

■1期計画の事後評価【Check→Act】

- 平成20年に1期計画の事後評価を実施し、1期計画の目標の達成状況を評価した。
→観光客数、無電柱化率は目標達成。空き店舗率については目標未達成。
- 評価後の課題
 - 景観整備により、京成成田駅西口の国際観光都市の顔としてのイメージアップが図られたが、JR成田駅東口駅前の景観整備や歩行者利便性の向上が課題として残っている。
 - 表参道において、歩道が整備されることにより歩行安全性が高まり、景観整備により参道らしさの演出も図られたが、未整備箇所も残っている。

■2期計画：H21～H25【Act→Plan】

大目標：国際都市成田の表玄関の創出

目標1：成田山新勝寺に至る表参道の景観を向上させるとともに、観光客が安らげる環境を整える。

目標2：JR及び京成成田駅周辺の景観と利用者の利便性の向上を図り、国際観光都市の顔としてのイメージアップを目指す。

目標3：必要なインフラやサービスを整え、地区の魅力を向上させる。

- 引き続き、参道の修景を実施するとともに、事後評価で課題となったポケットパークや公衆便所などの整備を計画に盛り込んだ。

第3章 景観形成のための体制構築

(本文)

都市整備事業による良好な景観形成に向け、事業を担当する部局は第1章や第2章に示されている事項を検討・対応するため、市民や専門家、景観行政担当部局等と連携して取組む体制を構築することが望ましい。

本章では、都市整備事業者と景観行政担当部局、専門家、住民等との連携体制の構築についての基本的な考えをまとめる。

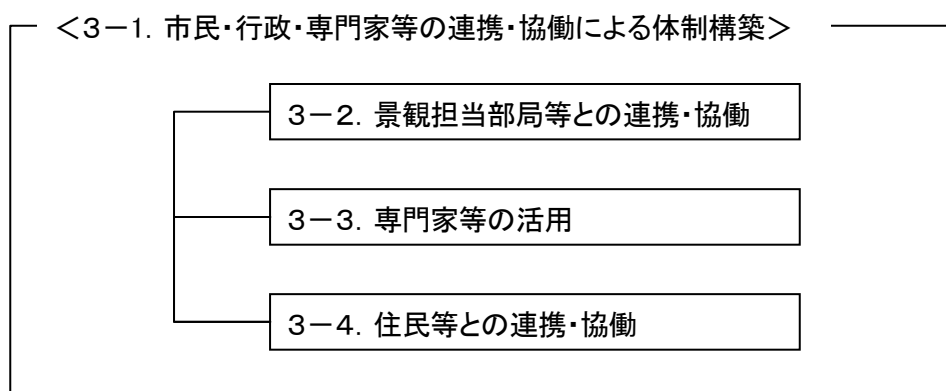


図3.1 第3章の構成

3-1. 市民・行政・専門家等の連携・協働による体制構築

(本文)

事業者は、当該事業を推進する各事業部局、専門的立場からその取組みを支援する専門家等、及び公共空間を利用し、維持に関わる地域住民等との連携・協働体制を構築し、構想・計画段階から事業完了後まで持続させることが望ましい。

解説

- ・ 都市景観は街路、公園、河川等の公共施設や民間の建築物などにより総合的に構成されるものであり、都市整備事業により良好な都市景観を形成するためには、事業の構想・計画段階から維持管理段階にいたるまで、一貫して事業に関わる市民・行政・専門家等の連携・協働体制を構築することが望ましい。
- ・ こうした体制の構築にあたっては、専門家や地域住民代表、地元自治体関係者等の参画を得て、当該地域の景観形成を長期にわたって監理していく組織を事業者が中心となって新たに立ち上げる方法や、住民や地権者等が主体となるエリアマネジメント組織の立ち上げを事業者や関連行政機関が支援する方法等が考えられる。
- ・ 当該事業が当該地域の景観形成に主要な役割を果たす場合には、事業者がデザイン会議や景観研究会等の組織を立ち上げ、各主体による議論を通じて景観形成の目標像を共有し、一貫した景観形成に向けた取組みを主導していくことが考えられる。
- ・ 当該地域において、すでに住民等によるまちづくり活動等が存在する場合には、活動に必要な資材・場所の提供や、専門家の派遣等による活動に対する助言など、活動を適切に支援するとともに、地域の特性に応じて、エリアマネジメント組織の設立を誘導・支援したり、公共空間の維持管理に関わる協定を締結したりするなど、連携・協働体制の構築を図ることも考えられる。

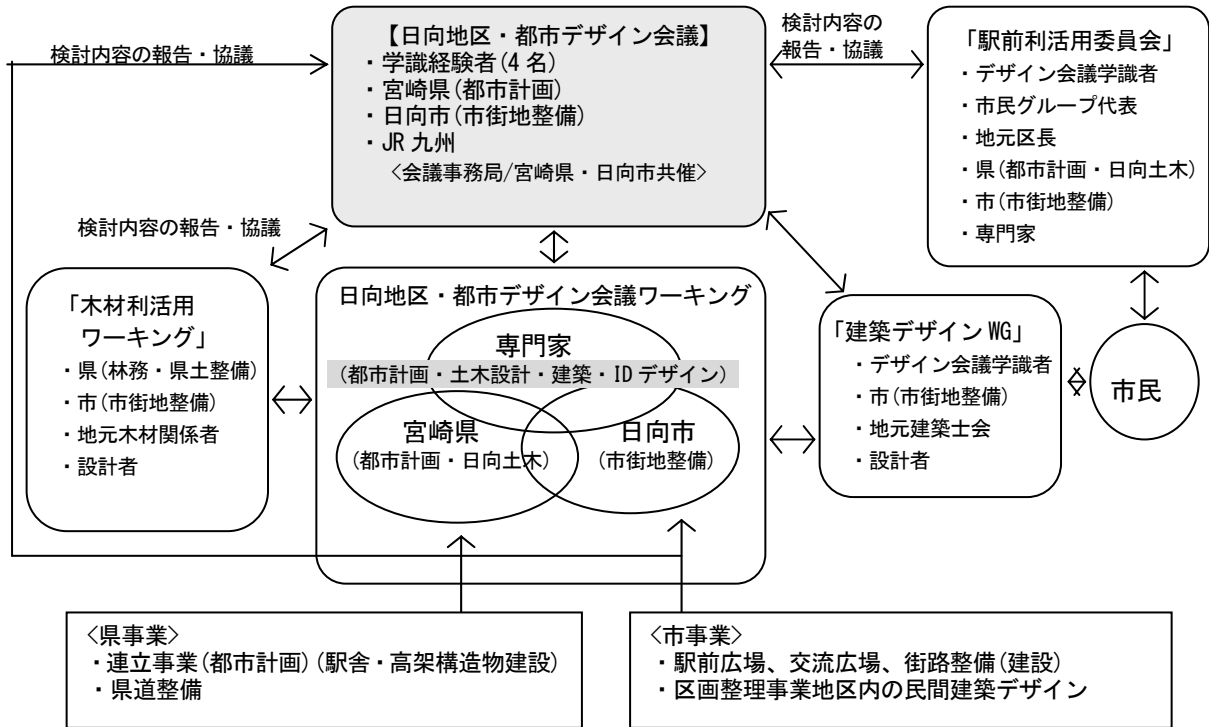
●都市デザイン会議によるプロジェクト実施のための推進体制例

日向市駅周辺地区(宮崎県日向市)

■都市デザイン会議の体制

- 日向市駅周辺地区において、「連続立体交差事業」、「土地区画整理事業」、「中心市街地商業集積整備事業」の3事業が同時進行するなかで、関係者が同じテーブルで議論し合意形成を図る場として「日向地区・都市デザイン会議」が県・市共催で設置された。

宮崎県日向市駅周辺地区(プロジェクト実施のための推進体制例)



■都市デザイン会議の役割

日向市駅周辺地区における連立事業・区画整理事業・商業集積事業及び民間建物に係る景観デザイン・プロジェクトマネジメントについての協議

- 木材を利用した駅舎建設やストリートファニチャー整備については、設計者・木材関係者・JR・行政の担当者による「木材利活用ワーキング」を設置し、技術的検討が行われた。
- 駅周辺における建築デザインについては、デザイン会議委員が建築アドバイザーとして、地元建築士会や施主への指導、アドバイスにあたっている。

■成果

- 有識者や優れた専門家の参加を得ながら、3事業の総合的な議論を積み重ねることにより、質の高い景観形成が実現した。
- 鉄道に関する国際的なデザインコンペティション「ブルネル賞」の駅舎部門で最優秀賞を受賞。(2008年)
- 「第50回BCS賞(建築業協会賞)」を受賞。(2009年)



日向市駅の外観

3-2. 景観担当部局等との連携・協働

(本文)

景観形成を図る事業において、当該地域における景観形成の目標像を的確に把握し、事業の景観形成方針を適切に設定するため、当該事業に関わる事業者及び事業担当部局は、景観担当部局と連携を図ることが望ましい。さらに、当該地域の都市景観形成に関する整合性を確保するため、他の都市整備に関する事業者はもとより、緑地や水辺などの景観整備を行う事業者とも十分に連携を図り、関連事業がある場合はデザインの調整等を行うことが望ましい。

施設の維持管理や移管にあたっては、当該事業の景観形成方針や計画・設計の意図を継承するため、将来管理者と十分な調整を図ることが望ましい。

解説

- ・ 事業対象地の自治体が景観行政団体となっている場合には、景観担当部局が設置されており、事業者及び事業担当部局は、こうした景観担当部局と緊密な連携を図ることが望ましい。
- ・ 当該事業において一貫した景観形成を図るためには、事業担当部局と景観担当部局との連携のみならず、関連する事業担当部局を含む横断的な連携によって取組んでいくことが望ましい。そのためには、当該地域における景観形成の目標像を関係各課と共有するとともに、円滑な事業推進のための庁内体制を構築することが望ましい。
- ・ 当該地域において、景観形成に係る事業に市区町村事業と都道府県事業等が混在している場合は、それぞれの庁内関連部局に加え、市区町村もしくは都道府県の担当部局を含む連携体制を構築することが望ましい。
- ・ こうした関連部局間の連携・協働体制の構築に加え、関連部局間における景観形成の目標像の共有やデザイン調整等を円滑に進めるため、予め各地方自治体において景観ガイドライン等を策定しておくことも考えられる。

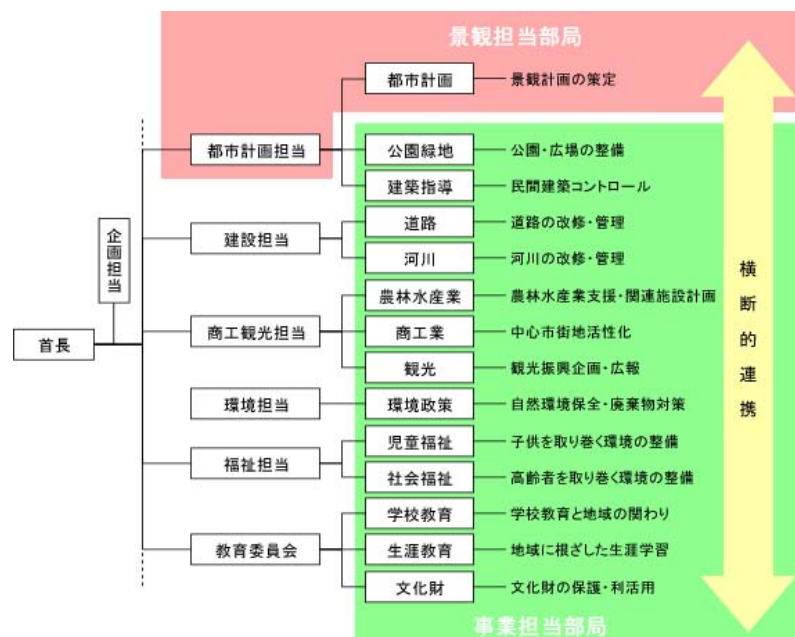


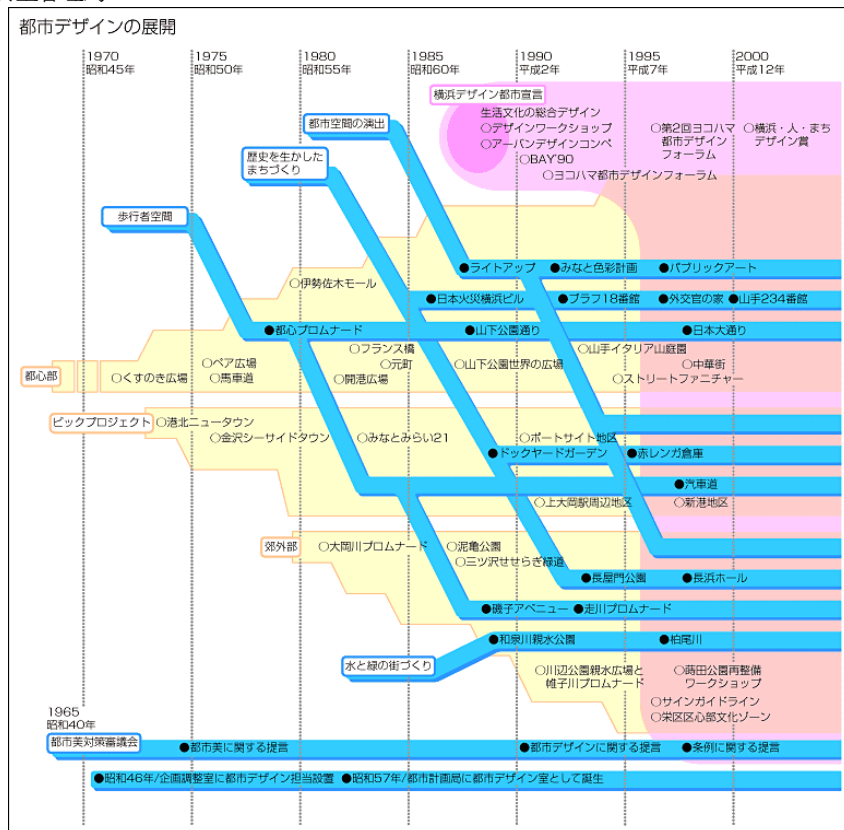
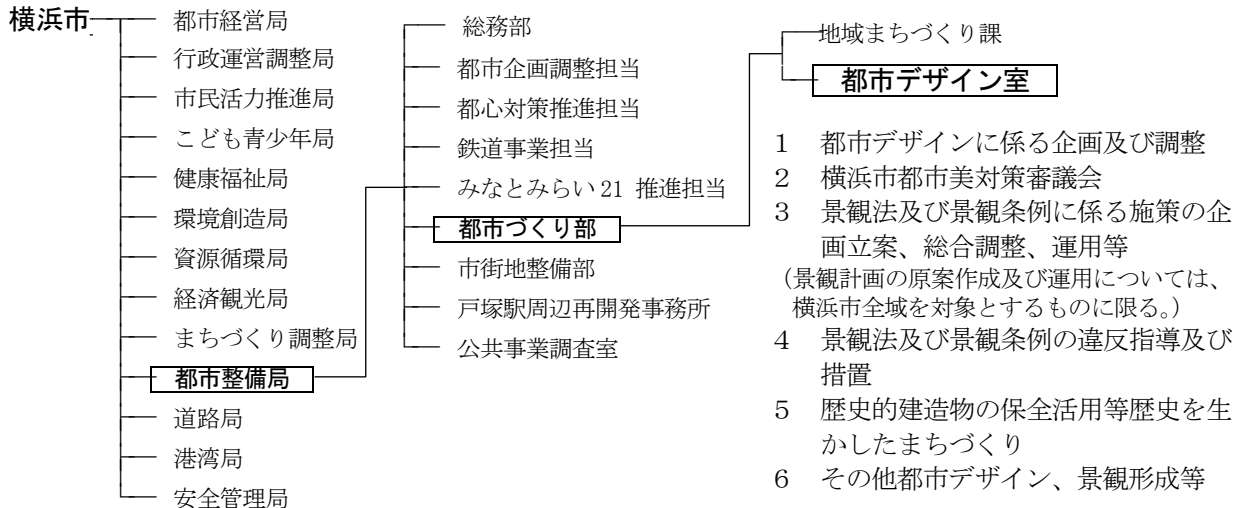
図 3.2 地方自治体における横断的連携のイメージ (例)

●横浜市都市デザイン室

(神奈川県横浜市)

- 横浜市都市デザイン室では、個性と魅力あふれる都市空間を形成していくため、各地域の自然的、歴史的特色を生かし、歩行者空間、広場、オープンスペースの確保や街並みづくりなどを進める都市デザインの企画及び調整を行っている。

■組織における位置と役割



横浜市における都市デザインの展開

出典：横浜市都市デザイン室 Web サイト

<http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/design/m01/a01.html>

3-3. 専門家等の活用

(本文)

事業者は、構想・計画・設計・施工までの各事業段階における施設の位置、配置、規模、形状等の検討に際し、専門家等から多様な意見を聴取することが望ましい。

専門家等の選定にあたっては、事業の特性に応じた中立性、公平性や地域の熟知度などを考慮することが望ましい。

解説

- ・ 景観検討や施設デザインにあたっては、都市計画・土木・建築・構造・造園・照明・デザイン・歴史・文化財など各分野の専門知識を有する専門家から、指導・助言を得ることが望ましい。
- ・ 事業に対する専門家等の関わり方としては、景観検討や施設デザインを事業者から委託する場合や、事業者が実施する景観形成の取組みに対して専門的立場から助言・アドバイスを求める場合が考えられる。
- ・ 前者としては、各分野の複数の専門家からなるデザイン会議を設置して景観形成を主導する方法や、一貫性のある都市景観の形成を1人の専門家に委ねるマスターアーキテクト方式等が考えられる。後者としては、各分野の専門知識や経験を有し、地域を熟知し、公平な立場にある学識者等を景観アドバイザーとして活用する方法が考えられる。
- ・ デザイン会議方式は各分野の専門家等の参画を得ることで、幅広い議論を踏まえた取組みが期待できる。一方、マスターアーキテクト方式は1人の専門家が長期間にわたって関与できることから、一貫した景観形成の展開が期待される。
- ・ 複数の事業が関係し、複数の工期にわたって事業が行われるなど、コンセプトの一貫性の確保が要請される場合には、デザイン会議方式やマスターアーキテクト方式を採用することが考えられる。また、地域に特徴的な意匠を踏襲する必要がある場合などでは、地域を熟知した学識者等に景観アドバイザーとして助言を求めることが考えられる。このように、専門家等の関与に際しては、当該事業の特性に応じて、適切な関与の手法を選択することが望ましい。

● 柏市都市景観デザイン委員会・景観アドバイザー制度

(千葉県柏市)

■ 柏市都市景観デザイン委員会及び専門部会

- ・ 「柏市景観まちづくり条例」において位置付けられた、市の景観行政に関する調査審議機関であり、新たな施策の検討の際など、必要に応じて専門部会をおいている。
- ・ 構成メンバーは学識経験者及び公募により選ばれた市民。

柏市都市景観デザイン委員会・専門部会の役割

【景観計画の策定・変更や各種法定制度の活用についての調査審議】

- ・ 景観計画策定・変更/景観地区指定/計画提案に基づく策定又は変更の必要性の判断
- ・ 景観計画に基づく行為の届出や景観地区に基づく認定行為に係る重要な決定(勧告・認定・変更命令・措置命令・行政代執行その他の行政措置)
- ・ 景観重要建造物・樹木に係る指定・変更・解除/管理に関する命令又は勧告/原状回復命令/行政代執行その他の行政措置
- ・ 景観協定の締結・変更・廃止に係る認可
- ・ 都市景観市民団体の認定・取消
- ・ 景観整備機構の指定

【その他、景観まちづくりの推進に係る役割】

- ・ 新たな施策展開等の提言等
- ・ 景観形成に寄与していると認める建築物等の表彰に関すること
- ・ その他、都市景観形成上重要な事項に関すること

■ 景観アドバイザー

- ・ 都市景観形成を推進するために必要な情報収集や専門的な助言を行うため景観アドバイザー会議を設置。

景観アドバイザーの役割

【景観まちづくりの推進に係る専門的アドバイス】

- ・ 行為の届出における建築物等の基準適合のための専門的アドバイス
- ・ 地区の景観まちづくりに関する専門的アドバイス
- ・ その他、都市景観形成の推進のための専門的アドバイス



原案



アドバイスを踏まえた修正案

景観アドバイザー会議における意見(例)

- ・ 駅前ビルの事業計画に対する意見
- ・ 開放的な駅前にする上空通路のデザインとすること。
- ・ 既存建築物に対しても、新館デザインの連続性を確保すること。

出典：柏市都市計画課 Web サイト

http://www.city.kashiwa.lg.jp/cityhall/sosiki/B_TOKE/TOKE_TOK/kashiwa_matidukuri/keikan-aramai/adviser_ex03.htm

●マスターアーキテクト方式による景観形成

四番町スクエア(滋賀県彦根市)

■四番町スクエアの概要

- ・ 近江湖東の台所として親しまれてきた彦根市場商店街が、郊外化などによる衰退の波の中で再開発などのさまざまな検討を経て、古き良き市場の気質を残しながら新しいトレンドの専門店などを呼び込み、大正ロマン漂うまちとして生まれ変わった。



■四番町スクエアの事業スキーム

- ・ 同一の組合員で構築される「土地区画整理組合」と「共同整備事業組合」(形式的には二つの組織だが、実態的には一つの組織)によるハード事業の実施。マスターアーキテクトは「共同整備事業組合」による中核施設・共同利用施設の整備や街並み・建物の景観コントロールに関与。
- ・ 整備後の新しい町の維持管理は、まちづくり会社「株式会社四番町スクエア」と四番町スクエア協同組合(商店街組合)が中心となって展開。

■マスターアーキテクト方式による景観形成

- ・ 組合員相互で任意協定(まちづくり協定)を締結し、景観ルールブックの仕様に基づいて個々の建築を誘導した。
- ・ 景観形成の調整機関として「まちづくり協定委員会」を設立し、マスターアーキテクトにまちの全体調整の指導を受けながら、緩やかな統一による景観形成を進めた。
- ・ まち全体の精巧な模型を作成し、建築の際にマスターアーキテクトの提案模型から調整後の実施模型に置き換えることにより、常に最新の状況が一目で認識できるようにし、換地先に新築する際の参考とし、まちの景観イメージの統一を誘導した。



整備前の商店街



整備後の街並み

3-4. 住民等との連携・協働

(本文)

事業者は、事業の景観形成方針等景観形成に関する情報を住民に適切に提供するとともに、住民の意見や提案を募るなど、住民参画を積極的に促し、協働することが望ましい。

住民参画にあたっては、ワークショップ等の対話型手法を導入することが望ましい。

解説

- ・ 景観は住民の暮らしに密接に関係するものであるため、都市整備事業を進めるにあたっては、事業の各段階において地域住民等との連携・協働を図っていくことが望ましい。その際、ホームページ等を通じた情報発信及び意見等の募集だけでは、住民等とのコミュニケーションの機会が限られるため、ワークショップ等の対話型手法を導入するなど、事業の規模や状況等に応じて、適切に住民参画手法を選択することが望ましい。
- ・ 以下に、各段階において住民等との連携・協働を進める際の配慮事項を整理する。

■ 構想・計画段階

- ・ 構想・計画段階において、事業者は、早期の段階から景観形成に関する情報公開・提供を行うことで、住民等の積極的な参画を促すことが望ましい。また、そのことを通じて事業への理解を得るとともに、住民ニーズを踏まえた事業の実現、景観形成の機運醸成、住民との信頼関係の構築等を図ることが望ましい。
- ・ 住民参画の手続き手法に関しては、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が参考となる。

■ 設計段階

- ・ 設計段階においては、景観形成の内容が、施設の規模・形状・配置及び意匠・色彩・材質等としてより具体的に検討される。事業者は、これらの検討に際し、構想・計画段階と同様に、当該事業の目的や内容等を踏まえ、住民等の参画を通じて、住民ニーズの具現化や整備後の利用のための体制づくり等を図っていくことが望ましい。

■ 施工段階

- ・ 施工段階においては、地域住民に対する工事進捗状況等の情報公開のほかに、植栽や附属物等の配置や仕上げ材の材質・色調の最終的な確認を行う施工現場の見学など、安全面に留意した上で、可能な範囲での住民参画が考えられる。

■ 維持管理段階

- ・ 維持管理段階においては、継続的な景観形成のため、事業者と住民等の協働による維持管理を行うことが望ましい。また、事業者は住民等による維持管理に対して適切な支援を行うことが望ましい。
- ・ 住民参画による維持管理に際しては、整備した公共空間の景観に不用意な混乱を生じないように、事業の景観形成方針や設計・施工時の意図を適切に住民に伝えることが望ましい。

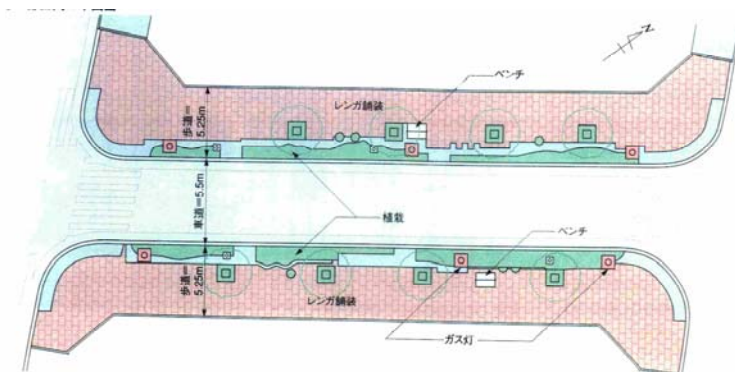
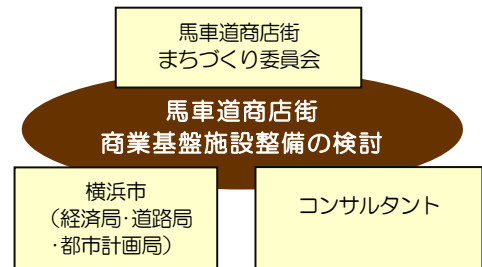
●地元との連携による街路の改修事業

馬車道地区(神奈川県横浜市)

- 昭和 51 年の改修以来 20 年以上経過し、老朽化の進んでいたガス灯形街路灯・タイル舗装・アーチを一新し、開港以来の歴史を重視した街づくりを展開するとともに、みなとみらい線開通等との相乗効果により、回遊性のある商業地の形成を図るために、平成 13・14 年度に街路整備を実施した。
- 前回の改修では行政が先導する形で景観形成が行われたが、今回の改修では馬車道商店街のまちづくり委員会が中心となり、横浜市経済局ほか関係行政機関、コンサルタント等を交えた会議を重ね、コンセプトのとりまとめから計画・設計までを行った。
- これにより、7mあった車道は1.5m狭められ、両側の歩道は75cmずつ広げて植栽が施された。さらに、歩道舗装は薄いレンガタイルから英国製煉瓦に張替えられ、水銀灯だった照明柱は80年ぶりに本物のガス灯に復元された。

【整備の経緯】

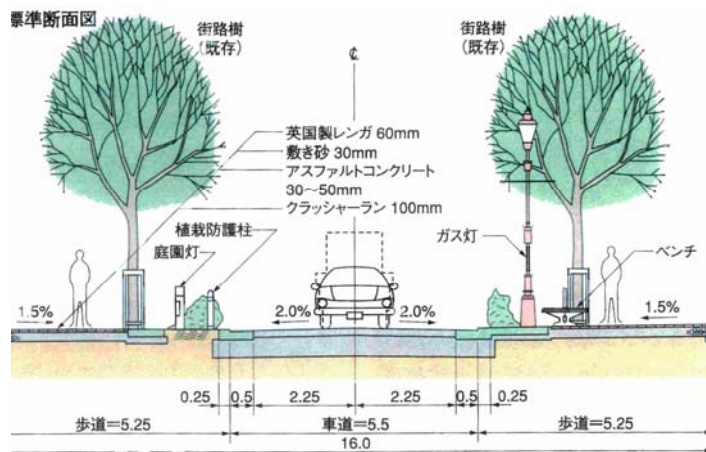
平成 7年度	基本計画策定	平成12年度	実施設計策定
平成 8年度	実施計画策定	平成13年度	第1期整備
平成11年度	基本設計策定	平成14年度	第2期整備



一部区間の平面図



植栽とベンチとガス灯(1)



標準断面図



植栽とベンチとガス灯(2)

(注) 日経コンストラクションをもとに作成。写真は横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課 HP より。

●市民主体による完成イベントに向けた参画活動の展開

油津地区(宮崎県日南市)

- 堀川運河の再生をきっかけとした油津地区のまちづくりにおいて、遊歩道の一環として運河を渡る木橋を整備することとなった。構想・計画段階から完成イベントに至るまで、様々な住民参画活動が展開された

■構想・計画段階

- 宮崎県と日南市が共催し、専門家と市民が参加する「日南市油津地区・都市デザイン会議」の「木材利活用ワーキング」において、遊歩道の一環として整備される木橋の整備について議論が行われた。設計当初の段階から、地元職人、設計者、木材供給者、県や市が参加した。

■設計・施工段階

- 設計段階において地元の大工が中心となって1/5スケールの模型を作成し、金物を使わず、全てを木組で組み上げるための構造検討を行った。
- 木橋の完成を市民自らが祝うため、市民主体の「堀川運河に屋根付き橋をかくっかい実行委員会」を結成し、様々なイベントを実施した。(木橋工事現場の見学会開催、地区の歴史案内、市民による木橋部材へのメッセージ寄せ書き募集、橋の愛称募集等)
- これら市民主体のイベントに対して、事業主体側からは幅広いサポートが行われた。(地域住民との協議、準備への参加・支援、現場見学会や街かど調査等への参画、メディア等を通じた広報宣伝)

■維持管理段階

- その結果、竣工イベントには約 5,000 人が参加し、イベント後には、市民の自主的な清掃活動や利活用計画が企画されるようになっている。



実行委員会の様子



小学生による現場見学会



整備された木橋「夢見橋」



部材へのメッセージ寄せ書き

